

業務資料No.458

# 荷物の一人旅

—移住者携行荷物、別送の手引き—

1978.1

国際協力事業団

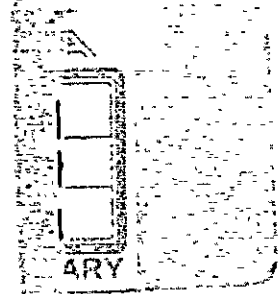
サンパウル

ミニミニ

サノタクルース

アスノン

参考資料



国際協力事業団	
受入 月日 '84. 9. 13	703
	23.4
登録No. 14858	EI

## ま え が き

母国日本をあとにし、未知なる国・土地で新しい第2の人生を歩み出す移住者の皆さんは、その旅立ちの支度にも何かと不安の多い事と思います。

移住者の皆さんは安易な旅行者と違うことは申しあげるまでもありません。したがってその支度に当たっては、贅沢品はやめ出来る限り実生活に則した当座の生活必需品を揃えることに心がけねばなりません。

そこで携行荷物・別送荷物について一冊の本にしてみました。

更に荷物の内容、荷づくり、輸送などについて詳しく知りたい方はもよりの国内支部にご相談ください。

1978年1月

移住第二業務部長

JICA LIBRARY



1024318[6]

# 目 次

はじめに

1. 同時携行または別送方法	1
(1) 利点・欠点	1
(2) 事業団の取扱い方法	1
(3) 航空機・船送・郵便による別送料金運賃表	2
2. 携行または別送の原則と制限	6
(1) 原則	6
(2) 制限	6
(3) 税関検査における事業団の立場	6
3. 別送荷物の受入方法（船送の場合）	7
(1) 事業団扱い代理通関の場合	8
ア. 荷姿と量	8
イ. 通関業者の指定	8
ウ. 通関立合	8
エ. 自主的代理通関への切替	8
オ. 荷物の紛失	8
カ. 荷物の輸送・引取り（支部別に記載）	9
キ. 通関状況（＃）	9
ク. 経費（＃）	9
ケ. 必要書類（＃）	9
(2) 自主代理通関の場合	9
ア. 通関業者の選定	9
イ. B/L（船荷証券） R.D.B.（引越荷物証明書）	9
ウ. 通関立合	9
エ. その他	9
4. 別送荷物の手続方法	9
(1) 荷物明細書（和文）の作成	9
(2) R.D.B.の取得	9
(3) B/L（船荷証券）の取得	10
(4) 到着地における通関業者への委任	10
(5) 荷物到着通知	10
(6) 通関手続申請	10
(7) 検査日の打合せ	10

(8) 検査の実施 .....	10
(9) 荷物の引渡し .....	10
参 考 例 .....	11
5. 荷物明細書の記載例（除くベレン） .....	12
6. 荷物明細書作成上の注意事項 .....	16
7. 荷物梱包上の注意事項 .....	18
8. 伯国向荷物と R.D.B. との関係 .....	19
(1) R.D.B. と伯国法令 .....	19
(2) 通関時における税関吏の判定 .....	19
(3) R.D.B. の手続方法 .....	20
9. 各支部別必要事項 .....	23
(1) ブラジル .....	23
ア. ベレン支部管内 .....	23
ベレン向荷物明細書の記載例 .....	26
イ. レシーフェ支部管内 .....	31
ウ. サンパウロ支部管内 .....	35
エ. ボルトアレグレ支部管内 .....	41
(2) アルゼンチン .....	45
ブエノスアイレス支部管内 .....	45
(3) ポリビア .....	49
サンタクルース支部管内 .....	49
(4) パラグアイ .....	53
アスンシオン支部管内 .....	53
10. 参 考 資 料 .....	59
渡航用語豆辞典 .....	59
輸送貨物保険クレームについて .....	64
外国郵便料金表 .....	65

## 1. 同時携行又は別送方法

航空機で渡航する皆さんの荷物の処理方法としては、次の5つの方法が考えられ、それぞれの利点と欠点をあげてみました。

### (1) 利点・欠点

	方 法	利 点	欠 点
1	超過料金を払って同時携行する。	渡航時に携行できるので便利	運賃が非常に高くなる。
2	別送荷物として空送する。	短期間で輸送できる。	高い運賃となる。
3	" 船送する。	運賃が安い。	輸送に相当の日数を要する。
4	小包郵便として空送する。	①郵便局の窓口で簡単に発送できる。 ②本人が直接簡単に受領できる。	小量(10kgまで) 紛失のおそれがある。
5	" 船送する。		

### (2) 事業団の取扱い方法

5つの方法に対して事業団の取扱い方法は次の通りです。

	方 法	事 業 団 の 取 扱 い 方 法
1	超過料金を払って同時携行する場合	無貨許容量内の携行品と同様に取扱われますので、受入側の通関が入国と同時にこなされます。
2	別送荷物として空送する場合	1 航空機移住者について1グループに取りまとめることを条件に空送による別送を認めることがあります。
3	別送荷物として船送する場合	1 航空機便について事業団は1貨物船を別送用として指定しますので、事業団の指示に従い手続きして下さい。 この方法は輸送費がやすく、まとまった量の輸送に適しています。
4	小包郵便として空送する場合	事業団では取扱いません。
5	小包郵便として船送する場合	

(3) 別送料金運賃表

ア 航空機による場合

イ 運賃(1kg当り)

昭和53年1月現在

行先地	最低料金	45kg未滿	45kg以上	100kg以上	200kg以上	300kg以上	400kg以上	500kg以上
サンパウロ リオ・デ・ジャネイロ	7,390	2,870	2,170	1,980	1,860	1,610	1,580	1,360
ベレン	7,390	2,380	1,860	1,670	1,560	1,340	1,310	1,160
ブエノス・アイレス	7,390	2,980	2,280	2,110	1,990	1,720	1,690	1,480
アスンシオン	7,390	2,980	2,260	2,050	1,930	1,670	1,640	1,430
ポルト・アレグレ	7,390	2,810	2,170	2,040	1,920	1,670	1,640	1,420
レシーフェ	7,390	2,580	1,970	1,840	1,720	1,510	1,470	1,320
サンタ・クルース	7,390	2,690	2,030	1,850	1,740	1,490	1,460	1,280

- (イ) 通関料 2,940円
- (ロ) 取扱料(1件につき) 6,000円 100kg以下
- (ハ) 航空保険料 30万円まで 2,000円以内
- (ニ) 査証料 翻訳枚数により異なりますが最低6,000円

〔参考〕 運賃無料の携行荷物の制限重量は大人1人20kgまでですが、この重量を超えて携行する場合、1kgにつき1等片道旅客運賃の1%の割合で超過料金を払わなければなりません。現在、日本出発時に支払い超過料金は東京～リオ・デ・ジャネイロ、サンパウロまでで、1kgにつき約5,000円見当です。リオに遠に行く移住者は、リオで改めて計量され規定の超過料金を支払うこととなります。

イ 船舶による場合

(ア) 海上運賃(国別・陸揚港別)

昭和53年1月現在

輸送先	ブラジル (リオ・デ・ジャネイロ) (サントス) (リオ・グランデ)	ブラジル (ベレーン)
	基本料金	1m <sup>3</sup> につき \$161.90
移住者割引	25%	25%
(最低料金)	(\$97.95)	(\$97.95)
Direct Addition (ベレーンでの船待ち加算金)		\$1.75
Bunker Adjustment Factor (石油価格調整金)	13.4%	13.4%
Bunker Surcharge(石油価格調整金)		
Currency Adjustment Factor (通貨調整金)		
合計	\$137.70	\$139.45

輸送先	アルゼンチン バラグアイ (ブエノス・アイレス)	ボリビア (ブエノス・アイレス)
	基本料金	1m <sup>3</sup> につき \$149.75
移住者割引	25%	25%
(最低料金)	(\$87.60)	(\$87.60)
Direct Addition (ベレーンでの船待ち加算金)		
Bunker Adjustment Factor (石油価格調整金)	14.1%	14.1%
Bunker Surcharge(石油価格調整金)		
Bunker Adjustment Factor (通貨調整金)		
合計	\$128.15	\$128.15

(イ) 船積手数料

40才まで10,000円

40才を超える場合

20才増す毎に3,400円

(注) 40才は1m<sup>3</sup>より1割方大きい。 1m<sup>3</sup>=35.325才

1才=1尺立方=1フィート立方(タテ30cm ヨコ30cm 高さ30cm)



(ウ) 梱包手数料(1才当り)

	30才以下	60才以下	100才以下
木箱梱包	550円	530円	510円
木枠梱包	480	420	-

(エ) 通関料

1件当り 2,940円

(オ) 倉庫保管料

1日 40才当り 85円

ただし、入庫から3日間は無料

(カ) 海上保険料

荷物の保険金に対して 2.7%

(キ) 荷物明細書翻訳、書類作成領事認証手数料(領事認証料実費2,250円を含む。)

	携行荷物	別送荷物
ブラジル	最低料金 6,000円 (翻訳用紙の枚数により増額)	最低料金 6,000円 (翻訳用紙の枚数により増額)
パラグアイ	上記と同じ	上記と同じ
ポリビア		最低料金 約23,000円 (翻訳用紙の枚数により増額)
アルゼンチン		

[船運に伴う経費合計例]

項目	陸揚港	リオ・デ・ジ・ネイロ	ベレーン	ブエノス・アイレス	ブエノス・アイレス
		サントス リオ・グランデ		(アルゼンチン) (パラグアイ)	(ポリビア)
海上運賃		34,425円	34,863円	32,038円	32,038円
船積料		10,000円	10,000円	10,000円	10,000円
保険料(20万円として)		5,400円	5,400円	5,400円	5,400円
翻訳料(査証料を含む)		6,000円	6,000円	パラグアイのみ 6,000円	約23,000円
通関料		2,940円	2,940円	2,940円	2,940円
合計		58,765円	59,203円	56,378円	73,378円

(注) 1m<sup>3</sup>を基準とした。

1ドル=250円

ウ. 小包郵便による場合

外国小包郵便料金表(南米)

昭和53年1月現在

	航空便	船便		航空便	船便
0.5 Kg	2,600円	- 円	5.5 Kg	14,600円	- 円
1.0	3,800	1,750	6.0	15,800	3,000
1.5	5,000	-	6.5	17,000	-
2.0	6,200	2,000	7.0	18,200	3,250
2.5	7,400	-	7.5	19,400	-
3.0	8,600	2,250	8.0	20,600	3,500
3.5	9,800	-	8.5	21,800	-
4.0	11,000	2,500	9.0	23,000	3,750
4.5	12,200	-	9.5	24,200	-
5.0	13,400	2,750	10.0	25,400	4,000

〔用語解説〕

海上運賃(Ocean Freight)

荷物の容積によって計算され、 $1m^3$ (35.325才)が計算基礎です。又、最低料金(0.770 $m^3$ =27才)が決まっており、27才以下の荷物でも27才分の料金を支払います。2 $m^3$ であれば1 $m^3$ の2.0倍というように容積に比例した率で計算されます。又、移住者割引により運賃が最低料金以下となっても最低料金分を支払います。

更に陸揚国(港)により、石油価格調整金、通貨調整金、滞船料などが一定比率により加算されます。

海上保険料(Marine Insurance)

破損・盗難などAll Riskで最終場所(家まで)の保険です。

荷物が届くまでには、梱包会社、通関業者、港荷役会社、船会社、到着地では、港荷役会社、倉庫会社、通関業者、運送会社など各種の業者の手を経て最終目的地まで届くわけですが、実際に事故が発生した場合、どの時点で発生したか判断できないことが多く、保険をかけないと損失は自己負担となることがあります。

又、船会社や各会社の責任が明確な場合、運送約款で決められた非常に低額な補償になりますので、海上保険をかけることが必要です。事故発生時のクレームについては「参考資料」で解説します。

船荷証券(Bill of Lading=B/L)

一定の荷物を船積のために受取ったことを認証し、かつ、指定港においてその荷物を証券の正当な所持人に引渡すことを約束する有価証券です。

即ち、船荷証券は運送品の受取りの認証、運送および引渡しを約束するもので当該品の船積後、発行されます。

#### 通関業者 ( Customs Broker )

税関検査を行う場合、持ち荷物は本人が立会いことができますが、別送荷物はその手続が複雑なため本人に代ってこれらの業務を専門に取扱い業者がいます。港によっては税関が業者を指定する場合があります。業者に支払う手数料を通関料と云います。料金は1件当りの手数料となるのが一般的です。

通関業者は通常、梱包、運送、倉庫業などを兼業しています。

## 2. 携行又は別送の原則と制限

### (1) 原則

航空機による移住のため携行する荷物は、当座の衣類等身廻品に限られますが、その他必要なものは、別途、船便等により別送（後送）することができます。

ただし、移住先国でも必要なものはほとんど調達できるので携行品ならびに後送荷物の内容は充分考えて準備することです。別送する場合の現地での複雑な手続と費用を考えると、出来る限り「物より金」で持参することをおすすめます。

### (2) 制限

各国とも移住者の荷物については、職業上必要と認められるものについてのみ無税取扱いが適用されていますが、ごく大まかな規制があるだけですから、実際は税関検査官の裁量により決定される場合があります。

とくに、ブラジルでは永住を目的とする移住者であっても荷物は原則として同一品目は1個と限定されており、家族の場合、別送荷物の代表者は「家長である夫」という考えから、夫以外、例えば妻が送った荷物は引越荷物とは認められません。

更に年々、受入側の税関検査も厳しくなっていますので、予め手続支部の職員と打合せその指導に従って下さい。

### (3) 税関検査における事業団の立場

税関検査は、移住先国の税関当局がその国の関係法令に基づき実施するもので、国際協力事業団やその現地法人たるJAMICは、たとえそれが移住者の荷物であっても、検査立会いに際し、検査内容及び手順について干渉することはできない性質のものです。

これは日本政府の出先たる総領事館といえども同様です。

このように、事業団は、日本からの移住者受入れに際しては、税関検査が円滑に行なわれるよう、通訳等側面から協力する程度の、極めて限られた行動しかできない存在であることをよく理解して下

さい。

これまで、ややもすると、どんな物を執行しても、事業団の支部がなんとか処理してくれるという過大な期待をもって移住する者が見受けられましたが、荷物の執行、別送に際しては、以上をよく理解した上で判断して下さい。

また R.D.B. 執行の移住者には、ブランド側は特典を与えているもの、その特典は、法令の定める手続きを行ない、その制限内で執行、別送した場合のみであり、手続きに不備があったり、制限を超える場合には税関吏の判断によって、課税されるのでこの点承知して下さい。

### 3. 別送荷物（船舶）の受入方法

移住者の別送荷物は、通常、

- (1) 事業団扱い代理通関する。
- (2) 身元引受人等に別送荷物の受入諸業務を依頼して自主的に代理通関する。

以上2つの取扱いにわけていますが、サンパワ支部、アスンシオン支部以外の受入支部においては原則として事業団扱いによる代理通関をしていません。

各移住者は、引受人と相談の上いずれかにするか判断して荷物明細書（和文）を作成、手続支部係員に提出する時にその旨、申し出て下さい。

- (1)、(2)についての利点と欠点を表にまとめましたので参考にして下さい。

事業団扱い・自主的代理通関についての利点と欠点

	事業団扱い代理通関	自主的代理通関
利 点	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 一括して代理業者に任すので、手間がかかりません</li><li>○ 取扱業者が信頼出来ます。</li><li>○ 適正料金で取扱われます。</li><li>○ 通関状況について事業団支部と連絡がとれます。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 単独に通関業者を指定できます。</li><li>○ 自分の都合のよい時に通関業者と直接連絡がとれます。</li><li>○ 通関にはじめから立会いができます。</li><li>○ 課税に関して、適時に自由な交渉ができます。</li></ul>
欠 点	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 通関日に全員を集めることが困難ですから、本人の立会いなしでも通関がすすめられます。</li><li>○ その他諸手続を、事業団の設定した日程や手順に従って行なうことになり必ずしも個人の都合どおりにはなりません。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 取扱業者を決定するのに手間どります。</li><li>○ 業者の信頼度・料金等について若干問題が危惧されます。 (必要があれば事業団が業者を紹介します。)</li></ul>

なお、事業団扱い代理通関であっても荷物の内容に新品又は中古品であっても同種類の荷物の数量が商品と見做される場合、もしくは、オートバイ（陸揚港によっては没収される）、ステレオ、ピアノ、エアコン、テレビ等がある場合には自主通関にしています。

#### (1) 事業団扱い代理通関の場合

事業団扱い代理通関を希望される方は、次の条件を守って下さい。

##### ア. 荷姿と量

輸送時、受取り時の取扱い都合上、1ヶにつき100Kg（50～60Kg程度が望ましい）を越えないよう荷造りをして下さい。

ただし、極端に小梱包にすると紛失の危険がありますので、出来るだけ軽々と持ち運びのできるような小梱包はしないよう注意して下さい。

荷物は厳重に梱包して下さい。小物類はまとめてドラム缶等に入れ、鉄帯をかけ厳重に鍵をかけると理想的です。

##### イ. 通関業者の指定

事業団の指定する通関業者に委託することになります。

これは、事業団自身が通関業務を行うことはできないので、事業団は通関業者に仲介することになるからです。そして事業団職員は検査の単なる通訳をいし付添という形をとります。

##### ウ. 通関立会

本人自身が通関に立会うことは問題が生じた場合、円滑にその場で処理できることから望ましいことです。しかし、現実の問題として検査の日時が確定するのは通常、検査が行われる日の2,3日前のため広域に散在する移住者1人1人に適時通知することは極めて困難です。更に一度決定された日時も船の入港状況から当日になり変更される場合も多々あります。

従って、立会を希望される方は検査の日が近づいたら頻りに支部と連絡をとり、逐次情報の確認をして下さい。

##### エ. 自主的代理通関への切替え

検査で課税問題が発生した場合は検査を中断し、事業団が速やかにその旨連絡しますので、事後は本人が直接通関業者と連絡をとり処理して下さい。

又、このような事態になった場合「自主的代理通関」となり、通関業者へ支払う手数料は「事業団扱い」の基準の対象外となります。通関業者を代えた場合は、それまでの費用を精算しなければなりません。

代理通関全体の統制上、所定の手続を怠った場合、及び課税される公算の多い物品が含まれていることが判明し、問題発生が予測される場合は「事業団扱い代理通関」の取扱いを中止することがあります。その場合は「自主的代理通関」となりますので、直接、通関業者と連絡をとり適時処理して下さい。

##### オ. 荷物の紛失

税関検査前後においては梱包の開閉などに際し、小物が紛失することもあります。事業団職員は充分注意を払い立会に臨むよう心掛けております。途中の損傷、紛失に備え荷物保険をかけている

人もありますが、出発前にその内容をよく確認してくる必要があります。

又、到着後事故のため保険金を請求する事態が生じた場合は、本人が直接、代理店と連絡交渉することになります。

カ. 荷物の輸送、引取り

キ. 通関状況

ク. 程 費

ケ. 必要書類

については、後述の各支部別必要事項に記載します。

## (2) 自主代理通関の場合

ア. 荷物の通関を移住者本人のみで行うことは不可能に近いので、各自身元引受人等と相談の上、代理通関業者を選定、依頼して下さい。ただし、悪質な業者がいるとの風聞もありますので十分留意して下さい。適当な通関業者がない場合、事業団が信頼できる業者を紹介するか、通関手数料は「事業団扱い」の基準外になります。

イ. B/L、R・D・B.等の通関に必要な書類は海外移住センターから一括して支部に送付されます。到着次第、事業団から連絡しますので速やかに受取りに出頭して下さい。

ウ. 通関立会

事業団職員は通関検査に立ち会いません。

エ. その他

自主代理通関の場合については、事業団は前記イ.のR・D・B.およびB/L等船積書類の保管以外関与しません。

身元引受人等と十分相談し、手落ちのないよう手配して下さい。

## 4. 別送荷物の手続方法

### (1) 荷物明細書（和文）の作成

後述する荷物の明細書の作成要領に従い手続支部職員の指導をうけて作成して下さい。そして、明細書（和文リスト）が入所日の平日14日前までにセンターに必着するよう、手続支部に提出して下さい。

### (2) R・D・B.の取得

ブラジルへ移住する移住者（荷主）は荷物明細書を取扱業者に翻訳依頼し、ブラジル大使館領事館宛に申請します。

パラグアイ移住者は在横浜パラグアイ名誉領事館で翻訳、認証します。

ボリビア移住者は別送分に限り在京ボリビア名誉領事館の認証が必要です。

アルゼンチン移住者は不要です。

(3) B/L (船荷証券)の取得

取扱業者であるジャパンエクスプレス㈱が荷主からの依頼を受け、別送荷物の発送手続を行ない船積後、船会社からB/Lの発給をうけます。(B/Lは移住センター経由、受入支部へ送付されます。)

(4) 到着地における通関業者への委任

荷主は次の書類を取り揃えて予め選定した通関代理業者へ代理通関を委任します。

ア. 旅券(移住者(荷主)本人のもの)

イ. R.D.B.

ウ. B/L(荷主のサインおよび船会社の認証あるもの)

エ. 代理通関委任状(本人サインと公証人のサイン証明があるもの)

オ. 別送荷物申告書

カ. 領収書等の証拠書類

キ. 鍵

(5) 荷物到着通知

船会社は、荷物が到着するとこれを確認した後、荷主まで到着通知を行います。

(6) 通関手続申請

代理通関業者は、代理通関委任状を連邦海運局監督署に提出して通関手続の許可申請をします。

(7) 検査日の打合せ

代理通関業者は、全ての書類が完備すると、税関検査課に赴き検査日の打合わせをします。

(8) 検査の実施

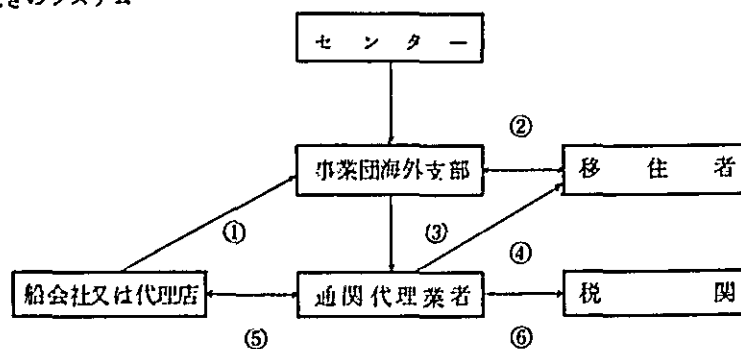
定められた日に検査が実施され、通関が完了します(検査日は、屢々変更されます。)

(9) 荷物の引渡し

検査が終了すると、業者からその旨荷主へ連絡され、諸経費を精算します。

〔参考例〕

通関手続きのシステム



- ① 荷物到着の確認
- ② 荷物到着についてのインフォメーションと指導
- ③ 通関業務に係わる手配、進捗状況の確認、移住者・業者間の調整
- ④ 荷物の受け取り、料金支払い、業者に対する通関事務代理委任状は支部を通じ業者に手交します。
- ⑤ 必要手続
- ⑥ 通関手続



※ ブラジル(バレンを除く)パラグアイ、アルゼンチン、ポリビア国 移住者用記載例

申告荷物明細書(携行)

搭乗(出発)日 52年11月26日

No. 1

1. 氏名 山田太郎

(ローマ字) TARO YAMADA  
(航空記録のとおり)

2. 旅券番号 E2212441

3. 移住先国名 ブラジル国 サンパウロ州

4. 職業(職種) 電気技能者

5.  渡航時携行荷物がある。  
 戻送(別送)荷物がある。

6. 私は、この度の移住に際し、別送荷物を  
 送ります。  送りません。  
また、この荷物の受取りに際しては、貴事業団資料を参考  
のうえ私の判断で  
 貴事業団員による代理通関を依頼します。  
 自主的に代理通関を行い、貴事業団には一切の連絡をか  
けません。  
なお、別送荷物については、私の責任において  
 保険をかけます。  保険をかけません。  
国際協力事業団 殿  
昭和52年11月1日  
署名 山田太郎

【記入上の注意】

- 注1. 電気・光学器具・機械・農産物其類は明確な特記事項欄  
に記入するとともに、できるだけ量数書と併記すること。
- 注2. 右の5,6の該当事項の□に×印をつけること。
- 注3. 個数の多いと思われる専門機械、工具類はその使用目  
的を記入のこと。

荷 姿	番号 (記号)	品 名 (和文、できれば英文で記入)	新 品 区 別	数量 (単位)	金額 (円/¥300)	特 記 事 項 (メーカー名・機種・型式(英文) 機体番号・使用年数等)
ハンドバッグ	No.1	洗面用具一式	新品	6点	5	
		電動カセットローター	新品	1台	50	NATIONAL MR-8750 1年使用
		電卓	新品	1台	20	CASIO FX-15
		衣類	新品	10点	10	
		計			85	US\$ 85
スーツケース	No.2	マルチテスター	新品	1台	10	SANWA AX-503TR 1年使用 電圧電圧抵抗測定可
		衣類	新品	20点	60	
		靴下	新品	8足	10	
		ネクタイ	新品	5本	25	
		着物(婦人用)	新品	3点	80	
		着物用小物	新品	4点	10	帯上帯板、組紐、帯枕
		医薬品	新品	15点	15	
		文房具	新品	10点	5	
		日用品	新品	5点	2	タオル、ハンカチ、石鹸、和紙
		カメラ用三脚	新品	1台	10	MINOLTA HI-ACE 400 3年使用
		釣具一式	新品	12点	20	
		アルバム	新品	3冊	2	
		電気部品	新品	1点	10	コンデンサー、抵抗、半導体
		ヘアードライヤー	新品	1台	5	SANYO NIG5SF 2年使用



鍵有(原) 3個  
 搭乗(出発)日 52年11月26日

申告荷物明細書(別送)

No. /

1. 氏名 山田 太郎

(ローマ字) TARO YAMADA  
 (航空記号のとおり)

2. 旅券番号 E2212441

3. 移住先国名 フランス国 サンパワロ州

4. 職業(職種) 電気技師者

(記入上の注意)

- 注1. 電器・光学製品・機械・職業用具類は明細を特記事項欄に記入するとともに、できるだけ領収書を持参すること。
- 注2. 右の5.6.の該当事項の□に×印をつけること。
- 注3. 個別の難しいと思われる専門機械、工具類はその使用目的を記入のこと。

- 5.  渡航時携行荷物がある。
- 後送(別送)荷物がある。

6. 私は、この度の移住に際し、別送荷物を  
 送ります。  送りません。  
 また、この荷物の受取りに際しては、貴事業団資料を参考  
 のうえ私の判断で  
 貴事業団扱いによる代理通関を依頼します。  
 自主的に代理通関を行い、貴事業団には一切の迷惑をか  
 けません。  
 なお、別送荷物については、私の責任において  
 保険をかけます。  保険をかけません。

国際協力事業団 殿

昭和52年11月1日

署名 山田太郎

荷 姿	番号 (記号)	品 名 (和文、できれば英文で記入)	新 中古 古 区 別	数量 (単位)	金 額 (ソル/¥300)	特 記 事 項 (メーカー名・機種・型式(英文) 機体番号・使用年数等)
木箱	No.1	書籍	古	20冊	20	
		衣類	古	50点	80	
		傘	古	1本	3	
		アタッシュケース	古	1個	5	書類入れカバン
		大工道具	新	12点	50	
		軽工器具	古	10点	10	ドライバー、パンチ、スパン、Vツチ、ゲージ
		食器	古	15点	15	
		寝具	古	5点	7	
		計			UB 190	
ドラム缶	No.2	台所用品	古	20点	10	
		食料缶	新	6点	6	
		木毛千本	古	5点	5	
		信号掃引発生器 (Signal Sweep Generator)	古	1台	100	READER DENSHI ISW-100 3年使用
		低電圧電源 (Low Voltage Power Supply)	古	1点	10	NATIONAL FTU-12P
		周波数測定器 (Frequency Counter)	新	1点	80	TOSHIBA VP-20S
		転写シート	古	10枚	10	45.7x21.6cm 40枚組 3000枚組 3000枚組
		筒 筒	古	1台	70	BROTHER DERICA
		筒筒 附属品	古	3点	10	
		小箱	古	1点	2	書類手帳、電卓等を入れる引出式の 木製の整理箱、70x20x20x30cm (記入は黒ペンか黒ボールペン使用のこと)

次葉へ送る。

荷 名	番号 (記号)	品 名 (和文であれば和文で記入)	品 目 の 区 別	数 目 (単位)	金 額 (円/千300)	特 記 事 項 (メーカー名・機種・型式(和文) 機体番号・使用年次等)
		計			US 303	
木 枠	No.3	自転車	中古	1台	50	BRIGISTON 2年使用
		空気入	箱	1袋	10	
		計			60	
ジュラルミン ケース(ロック)	No.4	ジュラルミンケース	新品	1台	100	
		ひげ人形一式	中古	20	30	
		ホットプレート	-	1	40	FUJI 電気焼肉用鉄板
		化粧箱	新品	15	15	
		アルバム	中古	3冊	5	
		技術資料ファイル	-	1	1	
		ポンポンパッド	"	1袋	10	ガラス板等を使用した折畳式リクライニング の金属製パイプフレームが150x150x40mm
		袋	"	1	1	買物件に使用する木製の手拭袋
		茶 道 具	-	10	20	
		掃除用具	-	3	3	ハタキ・雑巾・ホウキ
		履 物	-	5足	6	
		調理用具	-	10	10	
		装身具	-	6	7	
		切手(コレクション)	新品	3冊	50	
		計			US 298	
		合 計			US 851	

(記入は黒ペンかボールペン使用のこと)

## 6. 荷物明細書作成上の注意事項

荷物明細書は移住者（荷主）に代り、荷物の内容を説明する唯一つの記録となるものですから移住者本人が直接、具体的かつ、正確に記載しなければなりません。

税関によっては、記載洩れ即ち申告洩れの物品は「密輸品」として取扱い、没収或は莫大な罰金を課することがあります。又、記載方法が明確でない場合も意図的に不明確にしてあるとして、申告洩れに準じた取扱いをする検査官もいます。

ついては、明細書の作成に当っては、下記事項に留意し、「申告荷物明細書」記載例を参考にして支部職員とも十分相談の上、記載して下さい。

なお、ペレン港向け荷物の場合は、他の場合と少々、記載要領が異なるので注意して下さい。（ペレン支部の項参照）

- (1) 荷物明細書「表紙」の1～6までの記載事項の確認と記入注意事項を守り、とくに6については明確に記載し自署、捺印する。
- (2) 明細書は下記の部数を作成し、手続支部係員のチェックを受けた後、入所日の平日14日前迄に到着するよう支部経由、移住センターへ提出する。

ブラジル（携行、別送）	各2部
パラグアイ（携行、別送）	各2部
ポリビア（携行、別送）	各2部
アルゼンチン（携行、別送）	各1部

- (3) 移住先国名の隣は目的地（単にパラグアイだけでなくイグアス移住地など、具体的に）まで記入する。
- (4) 別送荷物の場合、荷姿、番号は船積時の荷姿、個数（通し番号）とする。ダンボールや布包のままでいけない。又、錠の有無、個数を左上隅に朱書きすること。
- (5) 品名欄の同一行内には関連性のない品物を列記しないこと。（石ケン、ストロボ、ミキサーとするのは不可。）
- (6) 品名は記載された名称で容易に理解できるものとし、通常使用されない外国語、又は専門語で記載されるものは、品物の形状、製品材料、使用目的等を特記事項欄に必ず説明しておくか、或はカタログを添付すること。

（巻例）

ポート・タワー	（油圧式移動調整器）
車輪と付属品	（手押車のこと）
カンヤ	（滑車のこと）
組立式ビニールパイプ	（ファンシーケース）
ボンボンベット	（海兵用ビニールイス）

その他、メーカーの異なる8ミリ撮影機、映写機を単に8ミリセットと記載したため映写機は記載洩れと判定をうけ、課税された。

カセット、ラジオをトランジスターラジオとしたため、別品と判定された。

編物機新旧各1台と付属品を編物機3と記載したため編物機が別に1台あると判断された。

- (7) 荷物金額は円表示でなく、必ずドルで換算記入し、又その額を異常に低くしないこと。
- (8) 数量(単位)欄にはkg、m、巻、点、ダース等の通常単位を使用し、1セット、組、揃え、式等の表現を使う場合には前記単位による数量を具体的に特記事項欄に併記しておくこと。
- (9) 特記事項欄に記載されるメーカー名等は欧文(大文字、CANON………のように。)とする。
- (10) 身廻品、土産品、日用品等の莫然とした記載をしないで、具体的な品名を記載すること。
- (11) 着物(和服)は衣服の中にまとめない。着物は衣服と判断されないことがある。
- (12) 靴下、帽子は衣類の中に含まないで別項に記載する。
- (13) 荷姿のジュエルミンケース、プラスチック製衣装箱等は申告しないと家具と判定され課税されるので品名欄にも併せて記載しておく。
- (14) 電気、光学製品、電子機器その他機器類は絶対に記載洩れをしないこと。
- (15) 銃剣刀剣類の持込みは一応禁止されている。又、日本から持出す場合にも所定の輸出手続が必要です。
- (16) 職業用具を携行・別送する場合は、本人の職業との関係を立証するために本人の伯国導入許可書写(手続支部にある。)を携行するとよい。
- (17) 書籍類は同じ種類のものが10冊位まとまると商品と見なされることがある。
- (18) 美術刀、節句用兜、茶道具等は美術品と判定され課税される場合がある。

以上、これまでの実例から荷物明細書作成にあたっての注意事項を列挙しましたが、夫々の荷物の内容が千差万別で記載方法上、一応の基準(見本)ができて、完全に安全であるという記載見本を作ることは実際上できません。

そのため移住者自身がとんなに注意を払って記載しても一抹の不安が残ることは当然です。

たゞ、上記諸注意や別紙記載例はこれまでの多くの実例を参考にしておいたもので、相当数の移住者が今迄、これらの基準で作成し、課税されることなく通関してきているところから、相当、安全度の高い基準と考えられます。

しかしながら、なお、上述したような不安を乗り越えるためには「申告洩れや申告記載の不明確性が理由で課税されるような事態になった場合、その対象物品の受入国における客観的価値によって評価、課税されるのが一般的です。よって通常、その客観的価値の高い機械器具類の記載についてはより多くの注意を払うこととし、日常使用中の、中古の家庭用品類については仮りに申告洩れ等があったとしても大した金額にならないだろう……。」という気持ちの整理が場合によって有効です。

## 7. 荷物梱包上の注意事項

荷物の性状からみて梱包が不十分なために損壊、盗難事故等が生じる場合が多いので、荷物の内容、輸送方法、現地事情に対応した包装を施す必要があります。詳しくは、国内支部職員にお尋ね下さい。

1. 別送荷物の搬入期限は、梱包済（輸出用船積貨物としてすでに梱包されたもの）の荷物は移住センター入所日の3～4日前までに、梱包を必要とする荷物は移住センター入所日の7～10日前までに、下記に届くよう送付して下さい。

横浜市中区海岸通り1-1

例) ジャパン エクスプレス 1号倉庫 旅客貨物課気付

渡航者氏名

2. 同社は荷物を受領すると容積を計り費用を計算して移住センター入所日に請求書を手交します。

代用は出発前の外貨交換の際、同社係員に円貨で支払います。

3. 荷物のマークについて

- (1) 梱包済の荷物には、氏名、港、番号を括弧で大きく記入する。

例 MR. TARO YAMADA  
SANTOS  
NO. 1

- (2) パラグアイ向け荷物はブエノスアイレスへ送り、エンカルナシオンへ陸送され、ボリビア向け荷物はブエノスアイレス経由サンタクルースへ夫々陸送されますので次のようにマークを記入して下さい。

例 MR. TARO YAMADA  
PARAGUAY (又は BOLIVIA)  
VIA BUENOS AIRES  
NO. 1

- (3) 上記マークの個所とは別のところに下記マークを記入して下さい。

NOTA: DESCARGAR EN BUENOS AIRES  
" TRANSITO A ENCARNACION (又は A SANTA  
CRUZ) VIA FERROCARRIL "

- (4) 梱包必要の荷物の場合も、ジャパン エクスプレス社で同じように記入されます。

- (5) ブラジル向け荷物はR.D.B.の個数と船積する個数が一致しなければなりませんので次のように梱包方法を同社へ予め指示して下さい。

例 茶箱が3個、カートンが12個の場合:

茶箱は木枠梱包でA1-3、カートン12個のうち、4-A~4-Fまで6個が木箱梱包でA4となり、5-A~5-Fまで6個が木箱梱包でA5となります。

4. 容積の単位は、"1才"で40才は1メートル立方より1割方大きい。1m<sup>3</sup>=35.325才  
1才は1尺立方又は1フィート立方です。

5. 1個当りの荷物の大きさ、重量は輸送、引取時の取扱上の便利さから通常、20才程度、50~60 Kgとし100 Kgを越えないように梱包する。
6. 別送荷物の梱包は、通常、木箱又は木枠梱包にロープ又は鉄帯でしめます。  
資材は輸出用貨物として一応の基準があるのでベニヤ板等は使用しないよう注意して下さい。
7. ドラム缶は約12才強の容量があり、頑丈な鍵をつければそのまま使用できます。
8. 茶箱は約8才、防湿内装がしてあるので現地での活用に便利ですが、用材が弱いので木枠で補強（2個で1個口）にします。
9. ジュラルミン製トランク類、布団包み等も木枠で補強する必要があります。
10. オートバイ・自転車等の二輪車輛類および形状により機械類も木枠で囲む必要があります。  
（但し、移住先国により木枠の梱包では、盗難の恐れがある場合がありますので、支部別の項を参照のこと。）
11. 機械類 車輛類の中には小物（日用品、衣類）を詰めこまないようにする。

## 8. 伯国向荷物とR.D.B.との関係

### (1) Relação de Bensと伯国法令

伯国向移住者の荷物は携行、別送を問わず、伯国法令（Decreto No 61324、1967年9月11日付）により、R.D.B.（Relação de Bens）に記載された場合、免税の特典を受けられることになっていますが、

（ウ） その特典にも各種の制約条件があること。

（イ） 法令は特典の基本的な原則を規定しているもので、個々の実際の適用は、現場の税関吏の裁量に委ねられている面が多いこと。

等をまづ銘記しておく必要があります。

これまで荷物の通関に関するトラブルは、この上記二点についての理解が不足していることから発生したものがほとんどです。

### (2) 通関時における税関吏の判定

前記1の諸条件についての判断の多くは、現場の税関吏に委ねられているのが実状です。

したがって、次のような事由で課税されることが多いです。

ア. 移住者本人は職業上必要と主張しても、税関吏がこれを認めない。

イ. 同種のものが二種以上ある。

ウ. 新規購入したものである。

エ. 1個の価格は低廉のものでも数計が多い。

オ. 日本では常識的なものであっても税関吏には奢侈品と映じるもの。

以上のような事情により、R.D.B.は通関上有利な証明書類であることは明らかですが、前述の諸々の状況をよく理解しておくことが重要です。



### (3) Relação de Bensの手続方法

Relação de Bens (R.D.B.) は、前述のとおり移住者の引越荷物証明として、通関を有利にする上で極めて重要な書類であり、同時携行、別送の別なく、又事業団扱いと否とに拘らず必要です。これがない場合、高率の課税、罰金がかかけられると思わなければなりません。又、R.D.B. に記載のものでも、税関吏が、新品、多量、商業用と判断した場合には、課税されるので御注意下さい。

ア. 移住者は極選受検の際、領事館にてR.D.B. 認証のため移住者本人のサインを登録します。

(家族の場合、家長のみ)

イ. R.D.B. は荷物明細書(和文リスト)をもとに、業者が翻訳して領事館宛提出するものですから、将来、トラブルの起きないよう、その明細書は移住者本人が作成することです。

ウ. 和文リストの海外移住センター到着日切日は入所日の平日14日前です。日切日に遅れたり、提出後に内容変更する場合には、認証の取付けができなくなることがあります。

エ. 領事認証料および業者手数料は海外移住センター入所中に業者へ直接、支払います。(支払いは日本円。ドルは不可)

オ. 携行荷物のR.D.B. は到着空港までの通関に必要なので海外移住センター入所中に本人に手交します。

カ. 別送荷物のR.D.B. は一括して当該受入支部に送付します。

(ただし、サンパウロ支部については移住者輸送引率員に托送することになっています。)

キ. R.D.B. を受領した受入支部は税関文書鑑識課(Delegacia Fiscal de Tesouro Nacional)及び公証人役場(Tabelião)で認証及びサイン証明の手続を行います。

ク. 事業団扱い代理通関の場合、R.D.B. は本人に渡さず代理通関業者に渡します。

ケ. 自主通関の場合はあらかじめ支部に申し出ておき、支部から手続終了の連絡をうけ次第、受領して下さい。

コ. 上記エの1件当り業者手数料は次の通りです。

この料金は翻訳料、書類作成料、申請手続料の外、領事館に支払う実費(領事査証料2,250円)が含まれます。又、携行、別送夫々1件として計算されます。

申請書のみ	6,000円
# 及び添付1枚	7,000円
#       # 2枚	9,000円

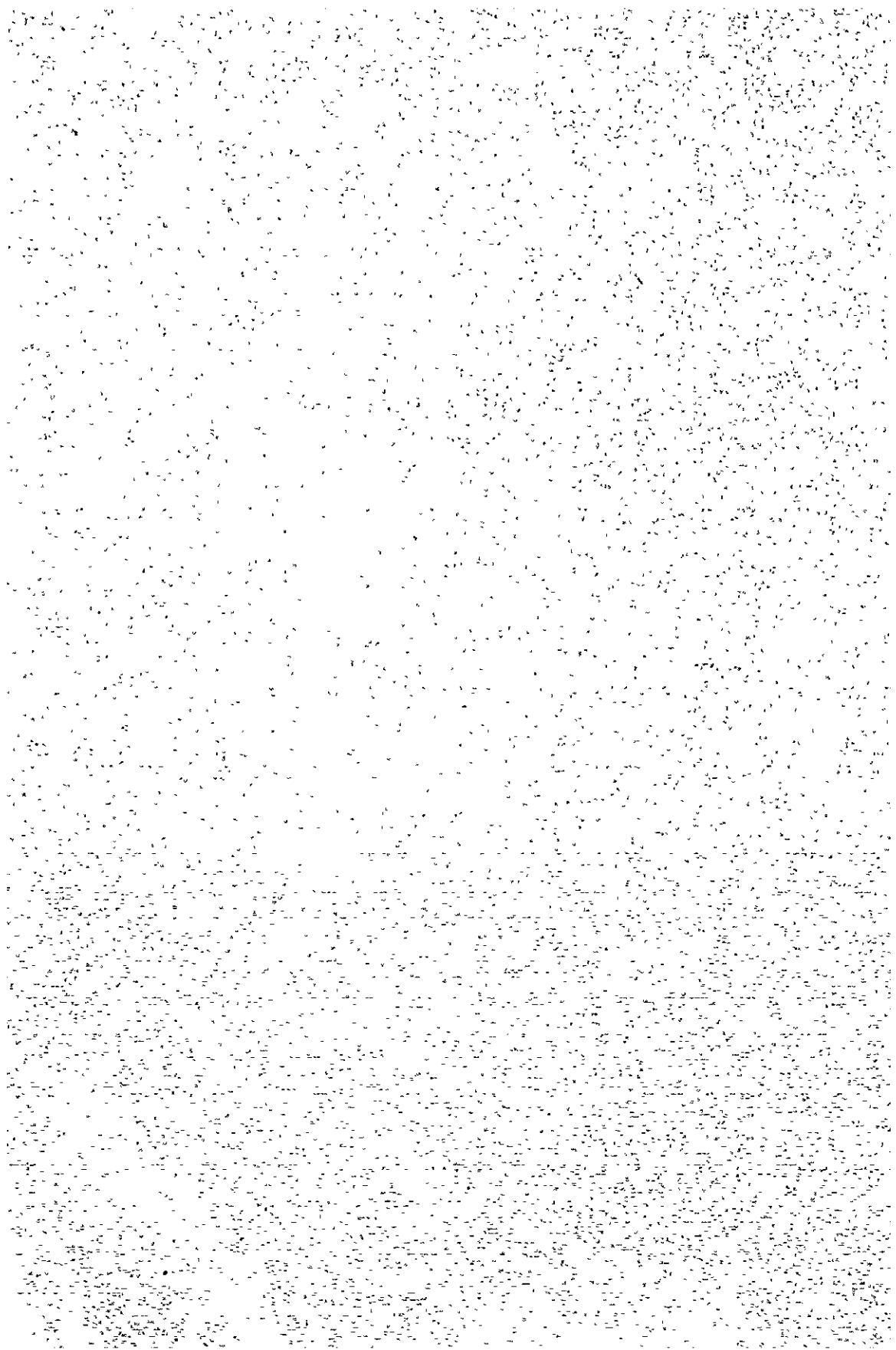
以下1枚増すごとに2,000円増となります。

ベレン支部  
管内

サンタクルース

フレスコ

参考資料



## 1. 別送荷物（船舶）について

最近、日本からの直行便が少なく船会社の配船計画があっても、積荷が採算ベースに乗らない場合欠航することもあり、移住者出発後2～3カ月或はそれ以上経過して船積されることも想定しなければなりません。

### (1) ベレン港における通関、引取り状況

現在のところ、船舶による別送荷物は航空機別送と比べ通関は容易です。

通関手続及び代理通関は全て通関業者に依頼します。

R. D. B. の書類審査のみでほとんど無検査に近い状態ですから、R. D. B. の内容記載は簡単にして下さい。（別添参照）しかし、今後、他地区税関のように、検査がより厳しくならないという保証はありません。なお、これまでの状況から下記事項について充分留意して下さい。

ア. 移住者にふさわしい荷物であれば、機械器具類でも1家族または1単身につき1個は無税。

但し、同一種の物が2個以上ある場合およびR. D. B. に記載されていない場合は課税されます。

イ. 耕運機、揚水ポンプ等エンジンを伴う機械類でエンジンを取りはずし、別梱包としていたため別機械とみなされ課税された例があります。

~~ウ. オートバイは現在1家族1台（メーカー、車体版、エンジン版、排気量記入）まで通関可能ですが梱包は別にする。~~

~~エ. サンパウロではオートバイの輸入は認められず没収されます。ベレンも将来難しくなるでしょう。~~

エ. 機械器具、光学、電気製品は必ずメーカー名、品名、型式製造番号等をくわしく記載する。

オ. 日用品、台所用品などは一括して金額だけでよい。詳細に記載するとそれだけ通関業者の手数料が高くなります。

カ. 梱包の際、木箱には鉄帯を、ドラム缶には頑丈な錠をかけて下さい。

キ. 機械類、車輛類の中には小物（日用品、衣類）を詰めこまないようにする。

ク. 種子を携行する場合は防疫検査証明書を取得、持参する。

通関終了後、トマスー地区については事業団においてトラックの借上（トマスー産租の8トン車）を手配し、荷物をとりまとめトマスー産租倉庫まで輸送します。

マナウス、モンテアレグレ地区等の遠距離への移住者荷物については、事業団において受取り、積み込みの手続をして転送します。

その他の地区については、移住者が事業団から連絡あり次第、速やかに引取って下さい。

### (2) 通関に伴う必要経費

荷物の陸あげから通関、輸送し、トマスー産英租倉庫に格納するまでに次の経費が必要でありこの概算額を代理通関の委任手続する際に事業団へ預託していただきます。この預託金は荷物を本人へ引渡す際に精算します。

ア. 検査場内人夫経費(チップの領収書は徴求不能です。)

1人につき 約500円

イ. ドツカス(検査場)の規定使用料金(事前預託不要)

課税総額の約2%

ウ. 倉庫料(事前預託不要)

入庫後1ヶ月以内は荷物価格の約1%。それ以後は15日毎に割増となります。

エ. 通関業者手数料(領収書あり)

通常1件につき15,000円程度ですが、トラブルが生じた場合、割増料金がかかります。

オ. 輸送料

ベレン市からトメアスー産組倉庫までの運賃はドラム罐、1本60kgの場合700円~900円程度。

また、ベレン市からマナウス市までの運賃は、

船賃 — 136円(1才につき)

荷役税 — 423円(10kgにつき)

例えば、ドラム罐一本60kgの場合 約 3,900円

注 経費については多少の変動があります。

### (3) 通関に必要な書類

ア. R.D.B.(引越荷物証明書)

イ. B/L (船荷証券)

ウ. 別送荷物申告

航空会社の指導により、海外移住センター入所中に、携行荷物および、この別送荷物の申告書(Declaração de Bagagem)を予め作成しておいて下さい(通常、機内で作成するものですが出発前に作成しておく。)

この申告は、R.D.Bの梱包個数と一致するよう留意して下さい。

エ. 旅券

オ. 使用済みの航空チケット

カ. 荷物明細書(和文のもの)

キ. 証拠書類

特に機械器具、モーター、エンジン等については無税扱いを受けるには法令上、日本出発前6ヶ月以上所有し、使用していたことを証明する必要があり、領収書、ライセンス、登録証等を携行して下さい。

ク. 袋

注 ア、イ、については海外移住センターから一括してベレン支部へ送付されます。

## 2. 別送荷物（航空）について

航空機による別送荷物の通関は本人携行時と同様、厳重に実施されます。

引取りに際しての手続は本人が直接空港にある航空会社に出向き使用済の航空券残券と旅券を提示し到着証明の発行をうけ、空港税関で所定の手続をすれば比較的簡単に引取ることができます。

R. D. B. の記載内容は携行分と同様、具体的に記載してなければなりません。

※ペレン移住届記載例

申告荷物明細書(携行)

No. 1.

搭乗(出発)日 52年11月26日

1. 氏名 山田太郎  
(ローマ字) TARO YAMADA  
(紙帯記載のとおり)

2. 旅券番号 E 3955226

3. 移住先国名 ブラジル風パラ州トマス移住地

4. 職業(職種) 農 業

〔記入上の注意〕

- 注1 電気・光学製品・機械・職業用具類は明細を特記事項欄に記入するとともに、できるだけ領収書を携行すること。
- 注2 行の5の該当事項の□に×印をつけること。
- 注3 露沢の類しいと思われる専門機械、工具類はその使用目的を記入のこと。

- 5.  渡航時携行荷物がある。
- 後送(別送)荷物がある。

6. 私は、この度の移住に際し、別送荷物を  
 送ります。  送りません。  
 また、この荷物の受取りに際しては、貴事務局資料を参考  
 のうえ私の判断で  
 貴事務局様による代理通関を依頼します。  
 自立的に代理通関を行い、貴事務局には一切の連絡を  
 かけません。  
 なお、別送荷物については、私の責任において  
 保険をかけます。  保険をかけません。

国際協力事業団 殿  
 昭和52年11月1日  
 署名 山田太郎 印

荷 姿	番 号 (記号)	品 名 (和文、できれば英文で記入)	原 産 地 (区 別)	数 量 (単 位)	金 額 (円/¥300)	特 記 事 項 (メーカー名・機種・型式(英文) 機体番号・使用年数等)
ポスト バック	No.1	カメラ	中古	1台	100	MINOLTA HIGHMATIC-7 No.103355
		望遠レンズ	新品	1点	80	SRT-SUPER No.523166
		洗面用具一式	中古	6点	10	
		目覚時計	新品	1台	10	SEIKO ALARM No.37333
		計			US\$ 200	
スーツケース	No.2	ズロホ	中古	1点	20	SANDAK QT-32 No.417045
		電卓	新品	1台	10	NATIONAL AY-30 No.88888
		衣箱	中古	30点	20	
		靴下	新品	8双	10	
		ネクタイ	中古	5本	5	
		化粧品	新品	12点	5	
		文房具	・	10点	10	
		医薬品	・	20点	20	
		ラジカセホルダー	・	1台	100	SONY MR-8700 No.645321
		歯産バサミ	・	3本	10	
		食料品	・	5点	5	
		書籍	中古	5冊	5	
		計			US\$ 220	
		合計			US\$ 420	

(記入は黒ペンを黒ボールペン使用のこと)

鍵有(控) 個 申告荷物明細書(別送)

搭乗(出発)日 52年 11月 26日

No. /

1. 氏名 山田 太郎  
(ローマ字) TARO YAMADA  
(旅券記載のとおり)

2. 旅券番号 E 3855 226

3. 移住先国名 方洲国ハラ州トマス移住地

4. 職業(職種) 読 者

(記入上の注意)

- 注1. 電気・光学製品・機械・職業用具等は明細を特記事項欄に記入するとともに、できるだけ領収書を添付すること。  
注2. 右の5.6.の該当事項の□に×印をつけること。  
注3. 指紋の押しいと思われる専門機械、工具類はその使用目的を記入のこと。

5.  渡航時携行荷物がある。  
 後送(別送)荷物がある。

6. 私は、この度の移住に際し、別送荷物を  
 送ります。  送りません。  
また、この荷物の受取りに際しては、貴事業団資料を参考のうえ私の判断で  
 貴事業団扱いによる代理通関を依頼します。  
 自立的に代理通関を行い、貴事業団には一切迷惑をかせません。  
なお、別送荷物については、私の責任において  
 保険をかけます。  保険をかけません。

国際協力事業団 殿

昭和52年 11月 1日

署名 山田 太郎 ㊞

荷 姿	番号 (記号)	品 名 (和文、できれば英文で記入)	新 品 区 別	数量 (単位)	金 額 (ドル/¥300)	特 記 事 項 (メーカー名・機種・型式(英文) 機体番号・使用年数等)
ドラム缶	No.1	身用品	中		100	
		食料品	新		30	
		寝 具	〃		70	
		電 卓	〃	1台	20	CACIO FX-10 No.112345
		計			USD 220	
木箱	No.2	書籍雑誌	中		50	
		日用品	〃		40	
		衣 類	〃		80	
		〃	新		50	
		聖電杖	〃	1台	150	SONY DT-309 No.42105
		計			USD 370	
木箱	No.3	ミシン(足踏)機	中	1台	50	BROTHER HA2-B100 No.66998
		計			USD 50	
木箱	No.4	オートバイ	中	1台	200	HONDA LB-125cc No.132548 <del>トヨタ No.A-2011 車台 No.132548</del>
		計			USD 200	
木箱	No.5	台所用品			90	
		大工道具			50	
		農具用具			30	
		オートバイ部品	新	10	20	

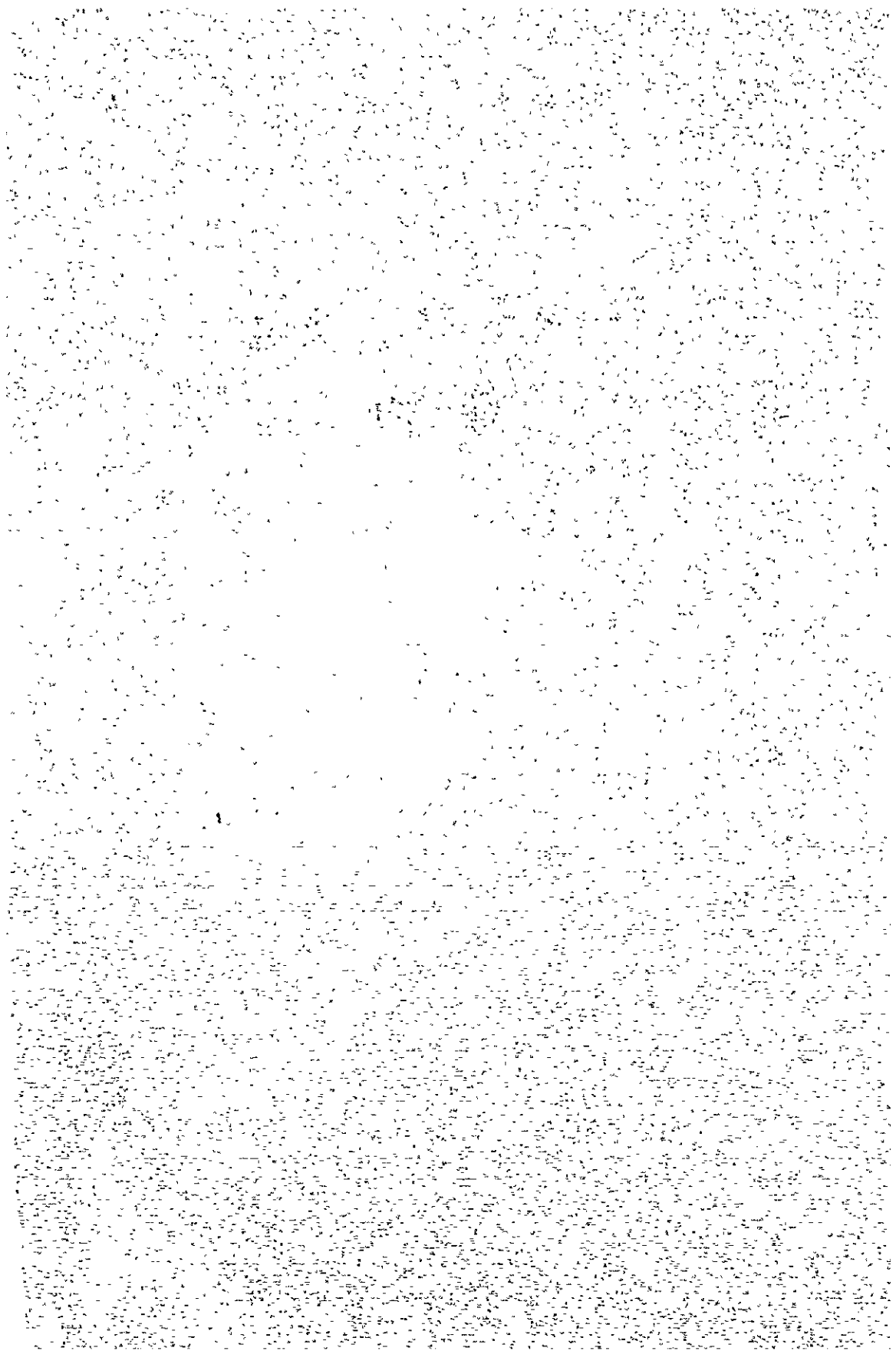
(記入は黒ペンか黒ボールペン使用のこと)  
次葉へ続く





レシーフェ支部  
管内

サンタクルース  
参考資料



## 1. 別送荷物の取扱方法

### (1) 船舶により別送する場合

最近、日本からの直行便が少ないので移住者出発後、2～3ヶ月或はそれ以上経過して船積される場合があり、荷物の到着が相当遅れることがあります。

とくに、レシーフェ港向け船便がない場合、サルバドール港向け船便によりサルバドール揚げとした方が早く引取ることができる場合があります。

なお、リオ・デ・ジャネイロ港での第2船積替え回漕は船会社が引受けておりません。

### (2) 航空機により別送する場合

高い運賃を支払い、かつ、貨物内容が日用品もしくは衣類等であるなら当地で充分購入できるので無理に別送荷物に仕立てることなく、その分ドルで携行することが望ましい。

### (3) 郵便による空送又は船送する場合

レシーフェ支部管内にあっては、その内容品標示価格計がUS\$500以下であれば無税ですが、それを超えた場合は税金が課されます。

## 2. 別送荷物の受入れ及び通関状況

### (1) 受入れ状況

レシーフェ支部管内では事業団扱い移住者であっても代理通関はしません。

従って通関は身元引受人または本人の希望により通関業者を紹介するものとします。

通常通関1件当りCR\$500.00と云われています。

なお、引取りに要する書類を参考までに下記します。

A. B/L又はAir Waybill (船荷証券又は航空貨物運送状) 搭載貨物の引換証書となります。

I. R.D.B.

ウ. 別送荷物申告書 (Declaração de Bagagem)

エ. 別送荷物明細書 (本人用メモ)

オ. 旅券

いずれも本人が出国時、携行しうる書類ですから、当地到着後、引受先にて保管し連邦税関局からの通知にもとづき出頭の上、通関手続を開始します。

B/Lは本人または身元引受人(遠方で郵便事情が悪いと判断すれば、レシーフェ支部、またはサルバドール出張所宛送付も可)に送付します。

## (2) 通関状況

ア、当地は比較的通関業者組合が強力で荷主本人が行う自主通関は困難です。

又、通関業者と税関との関係から現在、R・D・Bは余り活用されていませんが、今後、輸入規制法の施行により審査方法も変わることが予測されるのでR・D・Bは作成、携行した方がよいでしょう。

イ、現在は、R・D・Bを携行しても電気製品、光学機械等が2台以上あれば原価の200%増の評価額に対する課税は免がれません。

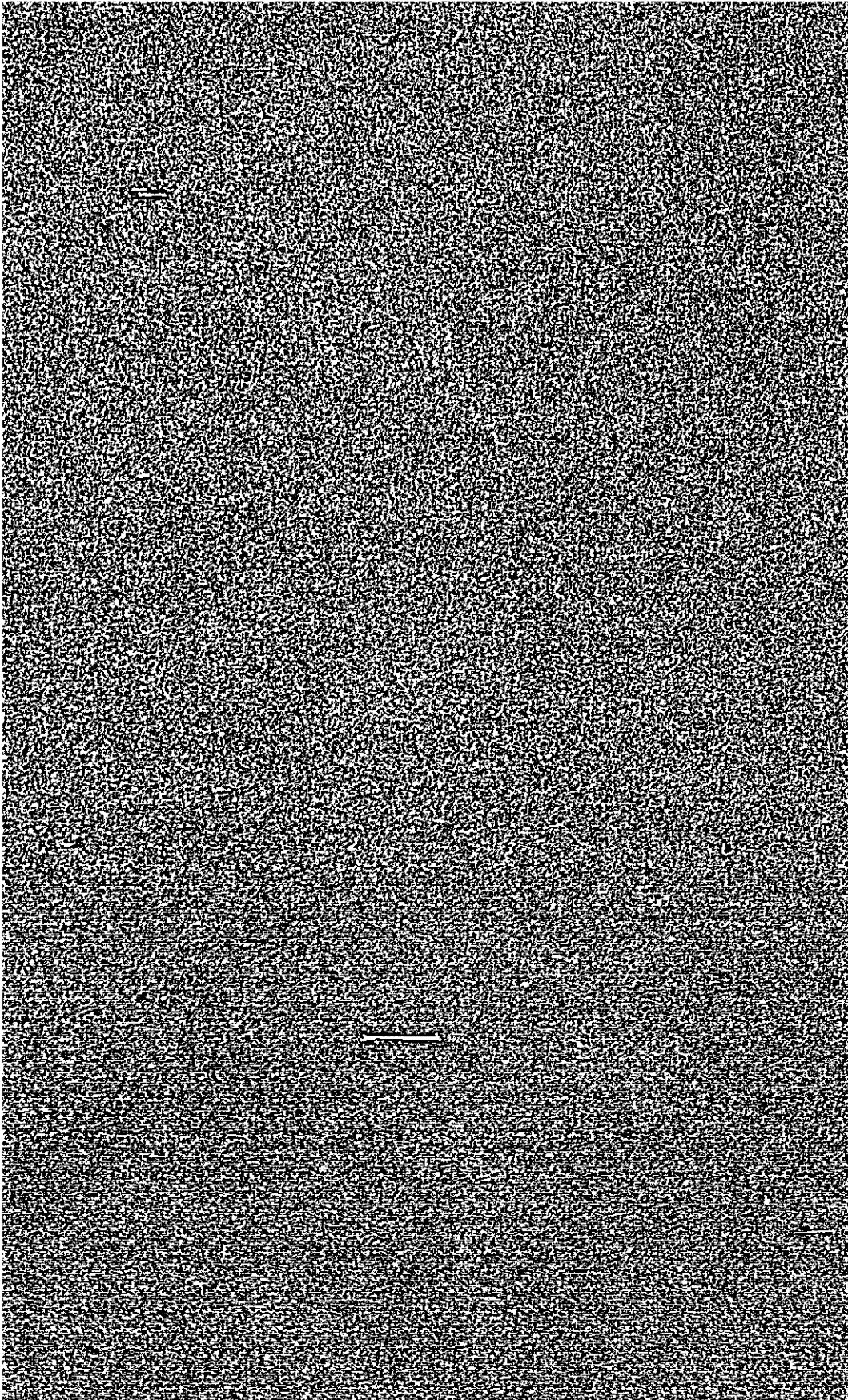
真に入国移住者の職種に似合った機械、器材ならばそれなりに適切な通関状態となり得るものと考えられますが、輸入制限品目とのかね合いもあり判断しづらいのが現況です。

ウ、航空機による別送荷物の通関については、船舶別送と同様、代理通関はしない。要望があれば通関業者を紹介します。

手数料は1件当たり約500,000クルセイロス。

通関業者と税関との関係が深いのでR・D・Bは余り必要ではありませんが、今後の輸入規制法の運用次第で変わりますので、一応R・D・Bは携行するのが安全でしょう。

サンパウロ支部  
管内



## 1. 別送荷物の取扱方法

### (1) 通関に必要な書類

自主通関、事業団扱い代理通関にかかわらず通関に必要な書類は次のとおりですから、事業団又は通関業者の指示に従ってとりまとめ提出して下さい。

#### ア. R. D. B (引越財産証明書)

認証サイン証明のあるもの。

#### イ. B/L (船荷証券)

本人の裏書きサインのあるもの。

#### ウ. 別送申告書 (Declaração de Bagagem)

航空機内で作成したもの。

#### エ. 代理通関委任状

通関手続の代理人を定め、これを海運局あて申し出る申請許可書 (Autorização) で、本人は公証人 (Tabelião) でサイン登録を行い公証人のサイン証明のあるもの。用紙は空港到着後支部職員が手交する。

#### オ. 荷物明細書

代理人が税関吏の質問に対し、説明できる資料 (本人の職業と荷物の関係、使用目的、方法等) で日本語でもよい。

#### カ. 旅券

旅券は早急に外人登録に使用した後、別送荷物到着の2週間前までに事業団又は業者に提出して下さい。

#### キ. 鍵

別送荷物に鍵がかかっている場合は、その鍵をサンパウロ支部へ預けて下さい。

この鍵がないと税関検査の際、荷物を開けることができません。

#### ク. 証拠書類

課税されるか否かは税関吏の判断次第ですが、特に下記の物については無税扱いの交渉をする場合、法令上、日本出発前6ヶ月以上所有し、使用していたことを証明する必要があり、領収書、ライセンス、登録証その他の証拠となる書類は全部携行して下さい。

そして、税関吏との折衝中、必要に応じ公証翻訳して提出する手続をする場合があります。

○機械類      ○器具類      ○課税を予測される物品

### (2) サントス港における通関状況

#### ア. 一般的概況

サントス港で陸揚げされた荷物は別送品専用倉庫へ搬入されます。引取り有効期間は法令により本船入港後45日以内ですので、できるだけ早く必要書類をとりそろえ、通関業者に渡し通関を依頼することが肝心です。

通関、引取りまでの所要日数は本船入港後1週間位でサンパウロの工業移住センターへ運ばれま



す。

検査状況は検査官によって異なりますが、一応全量検査で箱の底まで全部取り出します。

課税対象品は電気製品、陶器、新品、同じ物が多量にある場合で、1個の品物がUS\$100.00以上のものも課税されます。その場合の鑑定価格は品目別、各メーカー、各年度別にブラジルでの市場価格が細分化されたリストにより決められています。

通関中に課税物品が出て、仮りに10万円の品物だと250%で25万円の税金になるので、その際、税関吏と値引き交渉となるか裏金で処理することも考えられます。

ところが移住者の場合は立会検査でないでその権限がなく通関を中止して後日、本人立会で再検査になります。はじめから課税されることが判っていれば裏金で処理することができるのでそのタイミングが難しい訳です。

#### イ. 留意事項

(ア) カメラ、ラジオ、時計等高価品が2個以上ある場合、又はせいなく品、商品とみなされた場合には課税されます。課税された場合、税金を支払わない限り他の荷物も全部引取ることができません。

(イ) また、R.D.Bに記載されていない品物は密輸品とみなされ高額課税されるので、移住センター入所後の物品追加購入には充分注意を要します。又、事情によって没収されます。

(ウ) 電気製品は新品と見なされると課税の対象となりますので購入時の領収証書を持参することが必要です。「新品」とは渡航前6ヶ月以内に取得した物を意味します。

(エ) 新法令により課税対象物品、課税率が改訂されましたが、サントス税関では益々厳正になりつつあります。申告した場合の課税率は、物品により異なりますが、評価額(通常は現地市価)の250%~400%です。

無申告の場合は罰金としてその合計金額の25%が重課税されることとなります。

(オ) オートバイは没収されます。没収されなくても輸入証明が出ないので、車輛登録ができず、鑑札(ナンバー・プレート)が取得できないこととなります。

(カ) 陶器類は最近、厳しく、新品で多量に相当量あれば課税の対象になります。中古に見せかけたものが1ヶ当たり200円の税金を課せられた例が最近ありました。

#### (3) 経費について

荷物の差上げから通関、輸送し、工業移住センターに格納するまでに次の経費が必要です。事業団扱い代理通関の場合、この概算額を代理通関の委任手続する際にサンパウロ支部へ預託していただきます。この預託金は荷物を本人に引渡す時精算します。

なお、自主通関の場合は同じ通関業者に代理通関委任してもここで説明する経費は適用されません。

##### ア. 通関業者手数料

(ア) 荷姿が20立方フィート未満 1件当りCr\$490.00

(イ) 荷姿が20立方フィート以上 1件当りCr\$490.00 を基本料金とし、1立方フィート増す毎にCr\$11.00が加算されます。

なお、この手数料には税関検査場内人夫経費（チップ）とサントスおよび工業移住センターにおける荷物の積みおろし人夫賃が含まれています。

イ. Emolumentos Consular 領事館手数料 Cr \$ 54.00

ウ. サントス港埠頭使用に係わる経費

(ア) 倉庫使用料

倉庫に搬入されて最初の15日間は荷物評価額に0.006を乗じた額が使用料となります。

荷物の評価額は無税荷物の場合、重量1KgにつきCr\$3.00が基本となっています。課税対象と見なされた場合はその課税額が評価額となります。ただし、重量11トン未満の荷物の場合は最初の15日間はCr\$66.00の統一料金となっていますので通常ほとんどがこの料金となります。

この使用料率(0.006)は15日毎に加算されますが、今までの例ではほとんど15日間以内に搬出されています。

(イ) 人夫賃（船から倉庫まで）

(ア)の倉庫使用料Cr\$66.00と同額。

(ウ) 運搬車輛使用料

(ア)の倉庫使用料Cr\$66.00と同額。ただし、重量が11トン以上の場合については重量×0.005＝使用料となります。又、課税された場合については課税額×0.005＝使用料となります。

(エ) 移動料（岸壁倉庫から税関倉庫まで）

(ア)の倉庫使用料Cr\$66.00と同額、ただし、重量が11トン以上の場合については重量×0.008＝移動料となります。又、課税された場合については課税額×0.008＝移動料となります。

(オ) 社会保障割当金 (ア)、(イ)、(ウ)、(エ)の合計額の10%従って11トン未満の場合はCr\$26.00となります。

(カ) 港荷改修税 a. 無税の場合 総重量×Cr\$3.00×0.02  
b. 課税対象の場合 課税額×0.02

(キ) 埠頭荷役人夫賃 1個につき Cr\$20.00

(ク) 手紙用紙およびコピー代 約 Cr\$30.00

(コ) 輸送料（サントス港から工業移住センターまでのトラック借上料。各人の荷物量に応じて分割負担することとなります。）

(4) 航空別送について

航空機によって別送した荷物の引取り、通関手続は原則として本人でもできますが、通常は代理通関業者が入ることになっています。

事業団は代理通関はしません。通関業者はR・D・Bの認証を含め一切の手続を代行します。

手数料金は1件当り500.00グルゼイロスです。

引取りは荷物到着後、1週間位で可能です。

(別表)

昭和52年9月便サンパウロ行移住者別送荷物経費例

移住者	個数	容積	重量	積込経費	海上運賃	取引経費	通関立会	特記事項
A	8	m <sup>3</sup> 2.832	Kg 547	円 28,120	円 97,885	円 40,528	有	申告もれがあるとして税関更に雨ガッパ、ゆかた、子供用衣服を没収された。
B	5	1.710	378	18,640	59,107	30,704	有	問題なし個数5は全てドラム缶
C	1	0.537	124	16,219	27,424	18,461	有	"
D	3	2.225	391	23,470	76,906	32,784	無	"
E	3	1.026	314	14,470	35,462	21,224	無	" 個数3は全てドラム缶
F	3	1.026	314	14,470	35,462	24,221	有	" "
G	3	1.026	314	14,470	35,462	23,424	有	" "
H	2	0.684	168	14,470	27,424	19,968	有	" 個数2は全てドラム缶
I	4	1.562	421	18,440	53,991	29,136	有	"
J	8	3.599	780	35,070	124,399	48,512	有	申告もれがあるとして税関更にカメラ、セーター3枚スポーツウェア2枚、頑箱、カバンを没収された。
K	1	0.479	180	14,220	27,424	18,848	有	問題なし
L	6	3.306	1,570	31,260	114,273	45,584	有	"
M	2	2.223	385	25,650	76,836	28,944	無	申告もれがあるとして、婦人用ブラウスを没収された。
N	1	0.873	304	14,640	30,175	21,776	有	問題なし。
O	1	0.295	65	14,640	27,424	17,312	有	"
P	2	0.756	252	15,150	27,424	21,264	有	"
Q	2	0.670	251	15,150	27,424	22,608	有	"
R	3	0.652	139	15,070	27,424	19,776	有	"

(註) 積込経費は引取料、梱包料、保険料を除く諸掛費用。  
引取経費はサントス陸揚料、通関諸経費、サンパウロ迄の輸送料等。

ポルトアレグレ支部

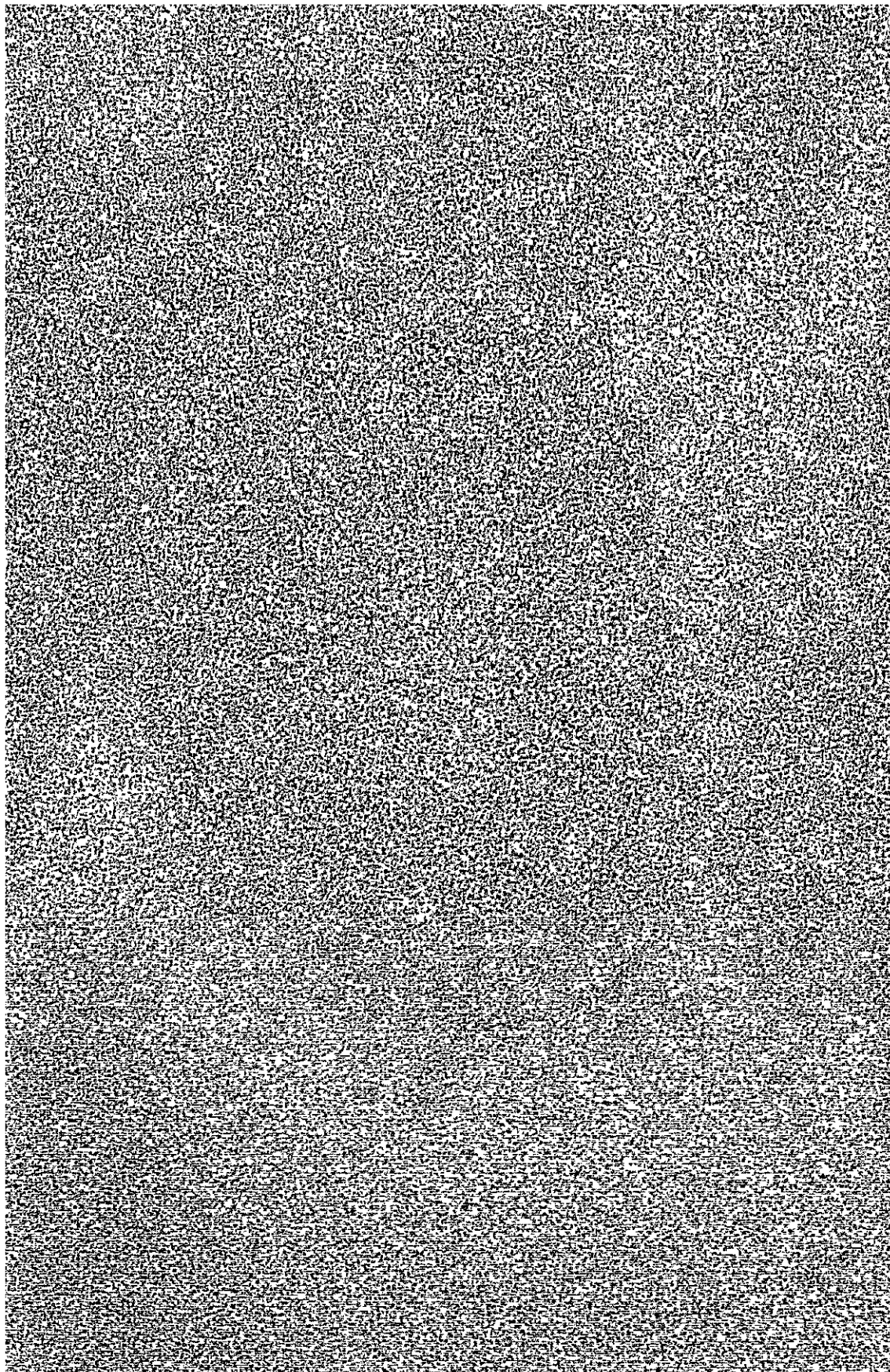
管内

コンクリート

サンタクルース

フジシロ

参考資料



## 1. 別送荷物の陸揚げ港について

ポルトアレグレ支部管内向け移住者の別送荷物の陸揚げ港として、サントス港とリオ・グランデ港があります。

就労地との地理的關係を考慮してどちらかの港を選択し、指定しなければなりません。サンタ・カタリーナ州内向移住者はサントス港、リオ・グランデ・ドスール州内向移住者はリオ・グランデ港揚げを原則としています。

## 2. 通関状況について

### (1) サントス通関の場合

- ア. 通関業者に代理通関を依頼するための委任状を作成(サイン登録、証明)するため、サンパウロへ出向かなければなりません。
- イ. その他については「サンパウロ」と全く同じです。
- ウ. 通関後、荷物の引取りは通関業者が手配してくれます。

### (2) リオ・グランデ港通関の場合

- ア. 通関については、かつて邦人移住者が多数リオ・グランデ港に上陸した当時から特定業者として通関業務を代行したANTONIO GOMES DA SILVA 氏に委託しますので、その際の費用については、約40,000円を準備しておいて下さい。
- イ. 本人立会通関の場合は大体3日間を予定して下さい。
- ウ. 通関後の荷物は本人が直接輸送するか、運送会社に依頼します。運賃は荷物量により異なり一概に言えませんが、1977年3月の実例では約16,000円(260kg、35才、混載トラック便 リオグランデ港-ポルトアレグレ市間、約300km)でした。

## 3. 航空別送について

通関代理業者が入らなくても本人又は事業団による代理通関が可能です。費用は印紙税として約1,000円程度です。R.D.Bがあれば無税になる可能性があります。

最近の例としては通関代理業者に依頼した場合、次のとおりです。

貨物重量64kg	(通関業者に依頼)
航空運賃	130,000円
保険料	3,940円
通関料	25,000円
計	158,940円



—アルゼンチン国—

ブエノスアイレス支部

管 内





## 1. 別送荷物について

### (1) 通関手続

- ア. ブエノスアイレス支部では移住センターから送付あったB/Lを夫々の移住者に手交するとともに、当該荷物を積載した船の到着日が判明次第、これを移住者に通知します。
- イ. 移住者および受託者は旅券・B/Lを携行し、当該船の所属する船会社又は代理店に赴き別送荷物の受領に必要な手続を行い、本船到着後1週間以内にブエノスアイレス港税関倉庫に荷物の入庫を確認し、出頭の上通関手続をします。
- ウ. 通関手続に際しては、いわゆる通関業者は必要ありません。
- エ. これらの諸手続、通関には原則としてブエノスアイレス支部職員はタッチしません。しかし、受託者が同行できない場合は、移住者の依頼により職員が付添い、通関等を必要に応じて行います。

### (2) 通関状況

- ア. 日本出発前、日常生活の用に供えていたもの以外は、一切課税の対象となるものと考えて下さい。  
また、仮りに日常生活に供えていたものであっても身分不相応に贅沢品と見做されるもの、または、新品については、税関吏の判断により査定価額に対し200%迄の税金が課せられます。
- イ. 苗木、種子、植物類は多量でなければ問題はありません。  
一応植物検査の制度はありますが、適用されることはほとんどありません。
- ウ. 酒類、煙草、香水等は、一応数量に制限はありますが、多量でなければほとんど問題ありません。  
揚水用等発動機類、乗用車、トラック、ジープ等の車輛類は、新品、中古を問わず一切輸入禁止となっています。オートバイについても新車は輸入禁止です。
- エ. 奢侈品、陶磁器類、電気機具、光学機械類、中古オートバイ等については、高額の税金が課されるのが常ですから(査定額の200%まで)必要不可欠なもの以外は携行しないよう充分注意する必要があります。
- オ. 瀬戸物類、特に新品は数量により厳重に審査します。
- カ. ワイシャツ類、特定の衣料は多量であれば問題があります。但し、中古衣料は少々量が多くても問題ありません。
- キ. 本人用宝石、時計は多量でなければ問題がありません。
- ク. 日本食品類はほとんど問題ありません。
- ケ. 税関吏によっては、規定をたてにチップを要求する者がありますが、拒否した場合、規定通りの多額の課税を付されることもありますので、ある程度のチップもやむを得ない場合もあります。
- コ. 直営移住地入植者の場合移民局により、特に計画移住者としての取扱いが認められ、日亜移住協定に基づき、米貨10,000\$迄の免税等の特典が認められています。(この場合に限り、車輛トラックター、農業機械等の携行無税通関が可能)またその後、公布された1969年1月21日付Decreto 194号の適用により、米貨換算30,000\$迄の無税通関が認められた例もあります(但し、この場合車輛の持込は出来ません。)

何れにしても、これらの場合は、移民局宛ケースバイケースに申請手続を必要とし、（手続はブエノスアイレス支部にて行い）携行荷物の価格については、個々に在横浜亜国総領事の証明を必要とします。

(3) 通関に伴う必要書類

1. 旅券
2. B/L（船荷証券）
3. 別送荷物の申告（入国時、空港の税関吏に別送荷物の有無を申告し、パスポートに記入してもらう。）
4. 通関依頼状（第三者に依頼する場合には公証人の作成した委任状が必要です。）
5. 鍵

(4) 通関に伴う経費

- ア. ブエノスアイレス港には旧港と新港があり、税関は新港にあります。本船が旧港に入ると新港にある税関倉庫までの雑費が増えます。
- イ. 荷物の陸揚げ、倉庫の搬出入経費は重量別、港別により若干異なります。
- ウ. 検査場内人夫経費  
検査場から出す時に若干必要です。

—ボ リ ビ ア 国—

サンタクルース支部

管 内

1. The first part of the document discusses the importance of maintaining accurate records of all transactions and activities related to the business. It emphasizes the need for transparency and accountability in financial reporting.

2. The second part of the document outlines the various methods and techniques used to collect and analyze data, ensuring that the information is reliable and valid.

3. The final part of the document provides a summary of the findings and conclusions drawn from the analysis, highlighting the key insights and recommendations for future research.

## 1. 別送荷物について

### (1) 一般事情

航空輸送による携行荷物の制限等から、できるだけ現金携行が望ましい。船舶による別送は、引取まで、3～4ヶ月かかります。

特殊な品物、例えば算盤、飯釜、引鋸等のような半永久的なものは、携行した方が便利です。又、郵便による船舶別送は、紛失事故が多いようです。

### (2) 船舶による別送荷物について

ア. 別送荷物は、ブエノスアイレス港で陸揚げされ、アルゼンチン国境のポシート（週3便、約1～2ヶ月を要す）経由、サンタクルスまで、保税汽車輸送されます。通関は、通関業者に依頼し、サンタクルスで行なわれますが、場合により、支部職員が立会いことがあります。

イ. サンタクルス通関に伴う必要書類

- (1) 旅券
- (2) B/L（船荷証券）
- (3) 別送荷物明細書
- (4) 鍵

ウ. 留意事項

- (1) 破損、盗難例が少なくないので、予防のため木箱には鉄帯をかけ厳重に梱包して下さい。
- (2) 輸送、引取時の取扱い上の利便性から、1個当りの重量を100Kgを超えないように荷作りして下さい。通常50～60Kg程度で、20～30Kgのものは、盗難の恐れがあります。
- (3) 荷物には大きく「Santa Cruz - BOLIVIA」と明記して下さい。
- (4) B/Lと別送荷物明細書（在日ボリビア領事館の認証済のもの）は船積后、海外移住センターからサンタクルス支部まで送付しますので、支部と連絡の上、受領して下さい。
- (5) ブエノスアイレス港の陸揚げ転送手続の際、B/Lに移住者本人が裏書きの上、旅券番号、交付官庁名、発行年月日を記入することにより、旅券の提出に代えることになっています。

エ. ブエノスアイレスにおける通関必要経費については、「アスンシオン支部管内」を参照して下さい。

オ. 鉄道運賃等陸送経費例（サンファン移住地入植者別送荷物）

別送個数	8梱包	重量	526Kg
ブエノスアイレス/ポシート間			US\$ 90.00（1Kg約40円）
ポシート/サンタクルス間			US\$ 120.00（1Kg約60円）
計			US\$ 210.00

ただし、個数によって変動があります。

カ. ポリビアにおける通関業者手数料

荷物評価額	150万円未満	7,500円
	150 ~ 300万円	評価額の 2%
	300 ~ 450	1.5%
	450 ~ 600	1.2%
	600 ~ 750	1.0%
	750 ~ 900	0.9%
	900 ~ 1,050	0.8%
	1,050 ~	0.7%

キ. ポリビアにおける人夫賃、積替費用

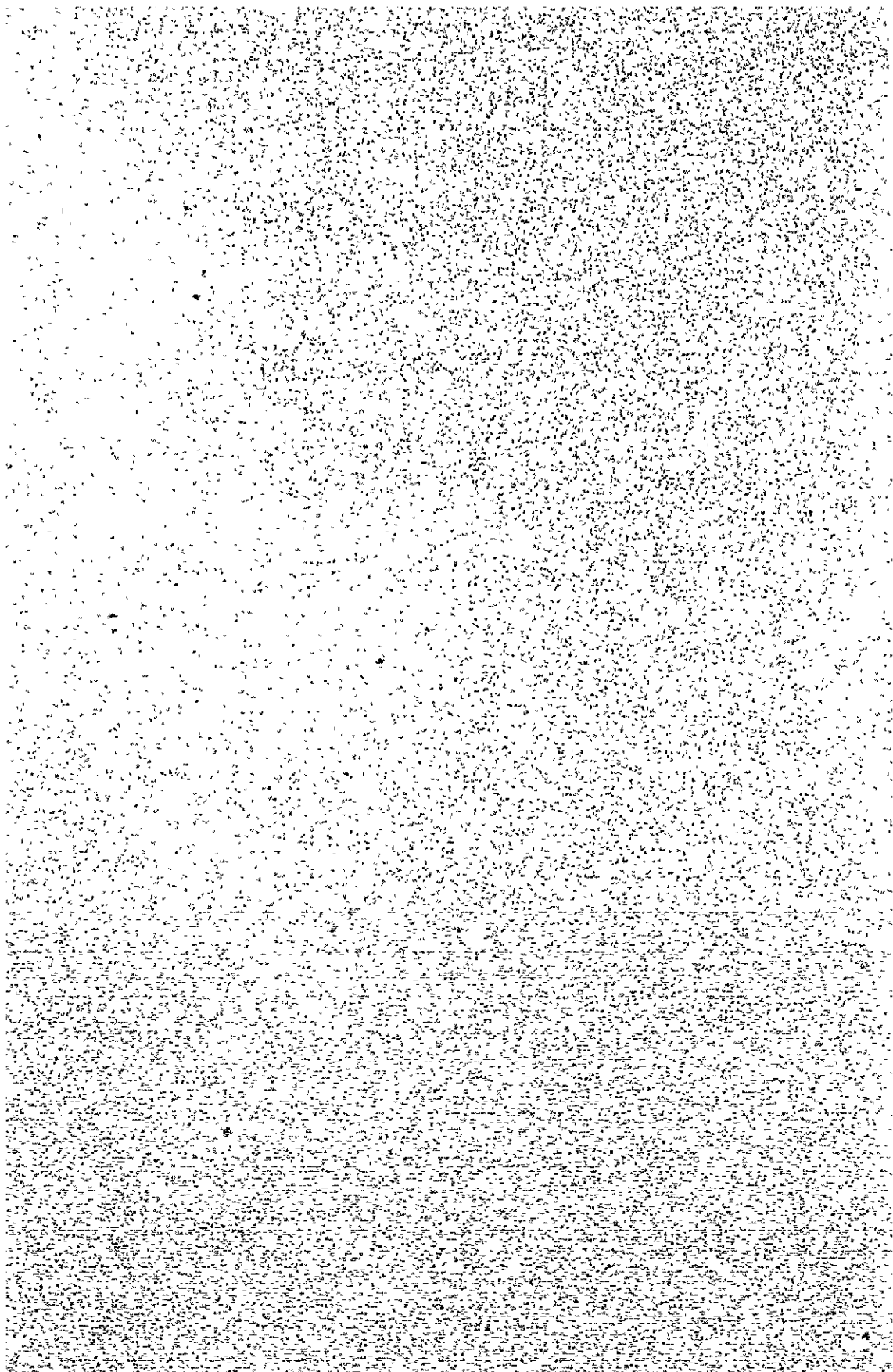
個数(重量)により変動があるが、通常1個約200円程度。

—パラグアイ国—

アスンシオン支部

管内





## 1. 別送荷物（船舶）について

別送荷物の引取りは、全て事業団扱い代理通関とします。

自主代理通関は、過去、商品とみなされるものを多量に持込み、トラブルを起す例が多いので、原則として行っておりません。

### (1) エンカルナシオン通関の場合

ア. ブエノスアイレス港で陸揚げし、汽車で保税輸送されます。（トラックでの陸路保税輸送はできません。）汽車輸送のための諸手続、運送については、ブエノスアイレス支部の仲介しVIL LALONGAという通関、輸送、倉庫、梱包業務を行う業者に依頼します。

イ. ブエノスアイレス港には別送品専用倉庫があり、税関に提出した保税輸送申請により税関監督官が同乗し、ブエノスアイレス鉄道税関（サン・マルチン駅）にて許可を受け、フェデリコ・ラクローセ駅から貨車積みの上、エンカルナシオンへ発送します。

通常、本船入港後10～15日間でエンカルナシオンへ届きます。

ウ. 荷物が到着すると駅から保税倉庫へ搬入されます。（保税倉庫は、事業団所有の倉庫で無料）

エ. 税関からの通知にもとづき、倉庫内で通関検査が行われます。（通常保税倉庫収納後、一週間前後）この検査には当事業団職員、通関代理人及び荷主（移住者）が立会います。

オ. 検査は通常の場合、全ての荷物について、あらかじめ提出された西文の荷物明細書と照合が行われます。問題がない場合は、エルカンナシオン税関長の裁定により、直ちに引取り、入植地まで輸送できます。

検査から引取まで、通常2日間掛ります。

カ. 問題がある場合は、一件書類がアスンシオン市の税関及び大蔵省に回付されますので、それらの手続が終了するまで、荷物を引取ることとはできません。

### (2) アスンシオン通関の場合

アスンシオン市での荷物引取り手続きは、①課税審査が厳しいこと ②盗難にあり恐れが多分にあること、③通関に長時日を要すること、④従って、倉庫料がかさむこと等のため、当分の間、行なわないこととしております。

### (3) 通関に必要な書類

事業団扱い代理通関のための必要書類は次の通りですので、指示に従って提出して下さい。

#### ア. 荷物の西文明細書

横浜、パラグアイ国名誉領事館が査証した荷物の内訳、数量、金額を記載したもの。

認証した西文明細書（CERTIFICADOと呼ばれます）は、移住者の引越荷物証明として通関をスムーズに行なり上で極めて重要な書類であり、もし、これがない場合高率の課税罰金がかかれると思わなければなりません。

#### イ. B/L（船荷証券）

ブエノスアイレス港での陸送手続のため裏面に移住者のサイン及び旅券番号、交付官庁名、発行年月日を記入する。

#### ロ. エンカルナシオン通関の場合は、B/Lには必ず次の

REMARK ; NOTA : DESCARGAR EN BUENOS AIRES  
"TRANSITO A ENCARNACION POR FERROCARRIL"

という文言が記入されなければなりません。

#### ウ. 別送荷物の申告

現地の通関をスムーズに行なりため、荷物明細書は正確かつ詳細に記入して下さい。

#### エ. 旅券

外人登録に使用した後、事業団に提出して下さい。

#### オ. 鍵

### (4) 通関状況について

#### ア. 確実に課税される物品

乗用車、小型トラック、大型トラック等の車輛、ステレオ、ブルドーザー等の重機械

#### イ. 課税対象となる可能性のあるもの

トラクター、大型望遠鏡等光学器械、ビデオ・コーダー

#### ウ. 2台以上は、課税対象となる可能性のあるもの

カメラ、オートバイ、トランジスタラジオ、テープレコーダー

※ 最近、パラグアイ大蔵省の見解として「トラック、ブルドーザー、製材機など農業用重機械については、移住協定上の免税特典はないことが明らかにされて以来、移住者が持込む車輛に対し、多額の税金が課せられています。

1例として、乗用車は、新車、中古車の別なく高額な税を課せられ、税率は85%、1台当たり最低約5,000ドルの税金を支払わねばならず、トラックについては、実例はありませんが、10,000ドル程度の支払を必要とするものと推測されますので、車輛類の携行は極力避けて下さい。

なお、参考までにトラックの現地調達価格は次のとおりです。

トヨタ	ディーゼル	7トン	555万円
トヨタ	ガソリン	1トン	255万円

日産ディーゼル	12トン	788万円	
"	"	2トン	310万円
ボルボ	"	9トン	1,056万円

(5) 陸送及び通関に要する経費実例（エンカルナシオン通関の場合）

（単位：円）

区分	便		50.11		50.12	51.1		備考
	移住者	荷物重量	A	B	A	A	B	
			1,408 Kg	84 Kg	1,045 Kg	1,682 Kg	335 Kg	
1. ブエノスアイレス分								
貨車運賃			6,200	1,300	18,900	11,900	2,800	ブエノスアイレス間
市内トラック運賃			10,600	2,800	15,100	24,700	5,300	
積降人夫賃			10,600	2,800	15,200	28,900	4,900	
通関手続諸経費			8,800	2,800	10,200	19,000	4,000	
通関人手数料			8,400	3,100	8,500	14,800	3,800	
計			44,600	12,800	67,900	99,300	20,800	
2. エンカルナシオン分								
市内トラック運賃			3,400	200	2,400	5,000	1,000	
積降人夫賃			5,600	300	5,200	4,000	800	
通関手続諸経費			26,400	1,600	19,600	27,500	5,500	
賦課金			6,300	400	3,300	10,100	2,000	
通関人手数料			11,200	700	11,900	9,900	2,000	
免税許可取得料等			5,600	300	6,000	5,000	1,000	
計			58,500	3,500	48,400	61,500	12,300	
合計			103,100	16,300	116,300	160,800	33,100	

※ ブエノス・アイレスからの荷物の鉄道運賃及び通関経費の諸経費引当金は、荷主（移住者）がアスンシオン市に到着后直ちに事業団支部に預托し、預り金の精算は全ての通関手続が終了后行ないます。

(6) その他留意事項

ア. 最近、荷物が破損して到着するケースが多々ありますので、梱包は兼重にし、木箱による輸出梱包スチールテープ止めが望ましく、ドラム缶詰の場合は、南京錠のみでは不十分で、フタを5～6ヶ所溶接でとめておき、簡単に開かないようにして下さい。

全ての荷物について、木枠による梱包は隙間から手が入りますので、盗難の恐れが多分にあります。

- イ. 1個当りの重量は100kg以内にまとめて下さい。(エンカルナションにはフォークリフトがなく、人力による荷役になりますので4人位で持てる大きさと重さが理想的です。)
- ウ. オートバイ等、車輛機械のメーカー、エンジン番号を必ず荷物明細書に記載して下さい。
- エ. 荷物の損害保険に加入した場合、保険の付保額と荷物明細書に記載した荷物の金額を一致させないと、事故発生の場合の保険金請求手続きの際、トラブル発生の原因になりますから注意して下さい。

## 参 考 资 料



## 渡 航 用 語 豆 辞 典

- accompanied baggage** = 携帯手荷物。持込み手荷物。旅客の搭乗する航空機と同一の航空機で運送される手荷物。→ hand-carry baggage    unchecked baggage
- adult fare** = 大人旅客運賃。航空運賃の場合満12歳以上が対象となる。
- affinity group charter** = 類似団体チャーター。旅行以外の目的をもって結成された団体が、格安な特別運賃の適用を受けて機材を借り切って実施するチャーター旅行。この場合、旅行参加者が、均等にチャーター料金を負担するほか、団体の会員数、会員の参加資格、旅行勧誘の方法などについて各種の規定が設けられている。
- affinity group fare** = affinity group charter (同項参照) に適用される特殊な団体割引運賃。旅行区間、団体構成人員数、その他の条件によって、割引率が異なる。
- air carrier** = 航空会社。航空運送事業所。airline に同じ。
- air consignment note** = 航空機による運送貨物に対して発行される航空積荷運送状。荷主と運送業者間の契約を証明する書類。
- air waybill** ともいう。
- air fare** = 航空運賃。
- airport tax** = 空港税、出国税、airport embarkation tax, airport service charge などと、国によって名称は異なるが、通常、空港で出国旅客から徴収する税金。空港施設の改善、維持のため徴収する目的税の性格を持つものが大部分であるが、中には単に徴収のためあるいは自国民の海外旅行制限のために高額を徴収している国もある。
- allowance** = 許容量。許容金額。Free baggage allowance (追加料金を支払わなくて運送できる手荷物重量)
- arrival** = 到着。空港、駅などの到着口。
- arrival notice** = (荷受人への) 貨物到着通知状。
- baby cot, baby crib** = 幼児用寝台。
- baby kit** = 航空会社が幼児のために用意している食品その他の用品セット。
- baggage** = 手荷物。航空機で運ばれる旅客の携帯品。旅客と同一の航空機で運送される携帯手荷物と、別便で送る別送手荷物がある。
- baggage allowance** = 旅客が携帯する手荷物のうち無料で運送できる重量の限度。航空旅行の場合、現行の無料持込重量は、ファースト・クラス 30 Kg、エコノミー・クラス 20 Kg。
- baggage check** = 旅客が預けた荷物の運送について規定してあるチケットで、預かった証拠として航空会社が発行する。
- baggage claim tag** = 受託手荷物引替券。受託手荷物受領書。
- baggage tag** = 荷札。手荷物に所有者等を明らかにするために付けておく札。
- B/L < Bill of Lading >** = 船荷証券。船会社が託送貨物に対して発行する運送契約書で、受取り証の役割を持ち、指定の陸揚げ港で、それと引換えに貨物の引渡しを請求できる。
- boarding pass** = 搭乗券。乗船券。
- bond** = 保稅。
- booking** = ① 予約 (お客のために座席、宿泊設備の割り当てを、前もって獲得しておくこと。手荷物や貨物の場所、重量容積をとっておくこと)。② (乗車船券類) の発行。



- cancel = 取り消す。名詞は cancellation  
通常“XXL”の略号を用いる。
- cargo = 貨物。
- checked baggage = 受託手荷物。  
registered baggage ともいう。
- check-in = ①ホテル到着時に行なり宿泊手続き。  
②搭乗受付での搭乗手続き。
- check-out = 支払を済ませて、宿泊ホテルを  
出発すること。
- check-out time = 宿泊者が宿泊した部屋  
を明けわたす時刻。
- child = 子供。小児。国際線の場合、満2歳以  
上、12歳未満をいう。
- CIQ = Customs (税関)、Immigration  
(出入国管理)、Quarantine (検疫)の頭  
文字をとって、一語としたもので、出入国に際  
しての必要な検査、手続きおよびこれに当たる  
監督庁をあらわす。
- connecting flight = 乗継ぎ便。出発地  
から到着地までの間に航空機を乗換える場合、  
その乗換え便のこと。
- customs = 税関。
- customs broker = 通関業者。税関荷物取  
扱業者。
- customs clearance = 通関手続。
- customs inspection = 税関検査。
- deposit = (予約等の)証拠金。保証金。供託  
金。内金。
- ! destination = 目的地。
- direct flight = 直行便。出発地から目的  
地までの間に途中寄航地(経由地)がある場合  
でも、他の航空機への乗換えをする必要なく、  
目的地まで、同一機で行ける航空便。
- discount = 割引き。
- disembarkation = 降機。入国。入港。上  
陸。
- duty-free articles = 免税品。Duty  
free goods と同じ。
- duty-free shop = 免税物品販売店。
- E/D Card < Embarkation / Dis-  
embarkation Card > = 出入国記録カー  
ド。政府が出入国する旅客を管理するために記  
入・提出を要求している書類。ICAOは標準  
的記載事項を定めているが、国によって大きさ、  
記載事項、フォームが異なる。
- endorse = 裏書きする。名詞は endorsement。
- entry formalities = 入国手続き。
- entry visa = 入国査証。
- ETA < Estimated Time Arrival >  
= 到着予定時刻。
- ETD < Estimated Time of Dep  
arture > = 出発予定時刻。
- excess baggage < excess weight  
baggage > = 無料手荷物許容重量を超過し  
た手荷物。
- expire = 失効する。航空券や旅券などの有効  
期限が切れて無効になること。
- extra bed = 追加して部屋に入れる寝台。
- flight = (航空機の)便。飛行。
- flight coupon = 搭乗用片。航空機の一部  
で、運送が行なわれる特定の地点が明記されて  
いる。
- flight number = (航空機の)便名、番号。
- free baggage allowance = 無料手荷  
物許容量。
- freight = 貨物運送。運送料。船荷。
- gate = 搭乗口。門。gate pass(搭乗口通過)、  
gate lounge(空港内の旅客集合室)。
- gate number = 搭乗(入)口番号。
- hand-carry baggage = 携帯手荷物。  
hand baggage, accompanied baggage  
ともいう。
- handling fee = 取扱い手数料。
- IATA < International Air

- Transport Association** > = 国際航空運送協会。ICAOの参加政府によって認可された定期航空輸送企業の加盟する民間組織団体で、本部をモントリオールとジュネーブに置き、国際線定期航空会社を正会員、国内線キャリアを準会員とする。1975年1月14日現在、加盟会員は112社(正=88、準=24)。協会は①航空運賃の審議決定、②運賃精算業務を主たる目的とし、これを行なう機関として“運送会誌”を設置、運営している。
- infant** = 幼児。国際線の場合、2歳未満をいう。
- international certificate of vaccination** = 国際予防接種証明書。  
**health card**。 **immunization card**。  
**shot record**。 **vaccination card**。  
**yellow book**。 **yellow card** などともいう。
- international date line** = 国際日付変更線。
- international driving permit** = 国際運転免許証。
- international health regulations** = 国際保健規則。WHO(世界保健機構)が伝染病その他の取り扱いについて定めた国際的な規則。
- issue wire** = 発券依頼電報。→PTA
- local currency** = 現地通貨。
- local time** = 現地時間。
- lost and found office** = 遺失物取扱所。
- LT <Letter Telegram>** = 書信電報。配達が翌日まわしになるなど、サービス面でおとるが、料金は普通電報の2分の1。
- overnight bag** = 小旅行用カバン。航空会社あるいは旅行業者が、利用者または宣伝用に使っているカバンがこのタイプ。
- passenger** = 乗客。船客。
- passport** = 旅券。
- personal effects** = 身の回り品。旅行者が旅行中に個人的に使用する衣類、化粧品、装備品等の物品で、各国とも免税輸入を認めるのが普通である。
- personal history** = 履歴書。
- policy** = 保険証券。
- PTA <Prepaid Ticket Advice>** = 一種の運賃送金手段。ある地にいる人が、他の地にいる人のために、あらかじめ支払いを行ない、他の地においてその人のために航空券を発行するよう通知すること。
- quarantine** = 検疫。
- rate** = 各種の運賃。料金。率。
- reconfirmation** = (座席等の予約の)再確認。
- re-entry** = 再入国。
- refreshment** = 軽い飲物。
- refund** = 払い戻し。
- re-entry permit** = 再入国許可書。日本を出国した外国人が、再入国する場合に必要とする。
- reservation** = 予約。
- reservation status** = 予約状況。OK(コンファーム)、RQ(リクエスト)、OPENなどがある。
- rooming list** = 部屋割り表。
- room service** = ホテルの客室に、お客の要望で飲み物や食事を届ける係、またはホテルの部屋でとる食事のこと。
- RQ <Request>** = 座席を予約中でまだ結果がわからない状態、または満席で**waiting list**に名前を記入して空席待ちの状態。
- RT <Round Trip>** = 往復旅行。出発地と帰着地が同じで、往路と復路の同一経路の旅程、または、往路と復路の経路は異なるが、両

- 路とも同一の運賃が使用できる旅程の旅行のこと。
- seating chart = 座席配置図。
- tariff = 各種の料金表。関税表。税率表。
- tax-free = 免税の。無税の。免税店は“tax free shop”。
- Telex <Telegraph-Exchange> = 加入電信。ダイヤルを回して相手呼び出し、テレタイプをたいて送信するシステム。
- temporary importation paper = 一時輸入証明書。旅行者が旅行中使用する目的で、物品を一時的に他国へ持ち込む際、関税に税金または保証金を支払わないですますための手続書類。
- temporary visitor = 一時訪問客。
- through check (baggage) = 途中乗継ぎがあっても、手荷物を出発地から目的地まで通して航空会社に預託運送すること。
- through fare = 通し運賃。
- through flight = (航空機の)直行便。
- ticket = 乗車券類。航空券。発券業務(特に航空券の)を“ticketing”という。
- ticketing time limit = チケッティング時刻制限。航空券購入制限。座席予約との関係で、航空券を購入しなければならない時限のこと。所定の時刻(minimum ticketing time limit)を過ぎると、航空会社は、その座席予約を取消すことになる。
- time difference = 時差。
- transfer = 乗り換え。移送(する)。旅行者の発着地点(港、空港、駅など)とホテル間の送迎サービスを transfer service という。
- transient = 短期滞在の。短期滞在客。短期滞在客用のホテルを“transient hotel”という。
- transit area = 通過区域。空港で乗り継ぎをする貨客のために設けられている区域。
- transit passenger = 通過旅客。通過客。
- transit visa = 通過査証。
- Transpacific = 太平洋経由。
- travel agent = 旅行業者。
- travel documents = 旅行用書類。
- traveler's check (TC) = 旅行者用小切手。わが国では現在、ドル、ポンド、マルク、円のTCが発行されている。
- triple bedded room = 3人が宿泊できる寝台のある部屋。
- T/T <Telegraphic Transfer> = 電信為替による送金法。電報料は依頼者払いとなる。
- unaccompanied baggage = 別送荷物。(俗にアナカンという)。
- unchecked baggage = 携帯手荷物。機内持込み手荷物。
- vaccination = 予防接種。ワクチン注射。
- vaccination certificate = 予防注射済証明書。
- validate = 旅客の航空券、MCO、超過手荷物切符等が正式に航空会社によって発行されたことを示すために、これらの証票に手書きまたは押印することをいう。
- validation stamp = 航空券に押印するスタンプのこと。航空券の発行会社名、地名、発行年月日等が刻印されており、このスタンプが押印されていないと航空券は有効とは認められない。validator, validating stamp と同義。
- valid passport = 有効な旅券。
- valuables = 貴重品。
- valuation charge = 従価料金。航空機運送の場合、airwaybill に申告した物品の価格を基礎として算出した料金をいう。高額貨物に適用。
- via = ~経由

VIP <Very Important Person> = 重要人物。  
visa = 査証。  
visa exempt = 査証免除。  
visitor = 訪問客。外国人観光客。一般的には外国人観光客を意味する語として使用されている。→ temporary visitor  
void = 無効。廃札。

voucher = 証明書。保証書。その他各種証票またはそれを入れる袋。また旅行の場合にはホテル宿泊、バス輸送、食事などのサービス提供の引換えに旅行業者（ツアーオペレーター）が発行するクーポンのことをいう。  
(TRAVEL AGENT MANUAL 1976より抜すい)

## 輸出貨物保険クレームについて

### － 損害の発生から保険金の支払いまで －

保険契約とは偶然に起る事故、事件に対し、損失を保証する保険金を定め、これに対し保険加入者が一定比率による保険料を払う契約です。

又、保険金（額）は事故発生時、会社が損害を補する最大限度を示すものです。そのため保険金額は元来客観的なものでなければならず、余り過大な金額を加入者が申告してもてん補されない場合がありますのでご注意ください。

別送荷物のクレーム（保険金の支払請求）は、移住先の荷受人（移住者本人）から現地の保険会社 Agent（損害査定代理店）にクレームが提起され、主に関係書類による証明を基にクレームの審査が行われて、同 Agent を経由して保険金の支払を行うのが通常です。

このクレーム手続が若干複雑なように思われ勝ちでトラブルを生ずるケースも見当りますので、ここにクレーム発生に際しての諸手続を解説してみました。

#### 1. 事故を発見したら

- (1) 保険証券（Insurance Policy）の左上に記載された Agent へすぐ事故内容を通知し、その指示に従います。
- (2) Agent は通知をうけた時、必要に応じ事故調査官を派遣することもあります。
- (3) 別に運送業者、倉庫業者、税関等の輸送あるいは保管業務に従事した当事者から事故証明書を入手すると同時に、それら当事者宛に事故発生の責任も追求する旨のいわゆる“Claim Notice”を提出します。これは求償手続の際に重要な書類となります。

#### 2. 保険金を受けとるには

- (1) Agent の事故調査が完了すると報告書が作成されますので、Agent の指示に従って保険金請求書類を作成、提出します。
- (2) それにより Agent は内容を点検し、保険にてん補できるクレームであれば、直ちに支払手続をします。

#### 3. 損害のてん補範囲

移住者荷物の場合、All Risks 条件となっています。All Risks とは全ての Risks（危険）から発生する損害をてん補する主旨で、損害の原因を意味し、しかも損害の発生が偶発的、かつ外来的であることが必要です。この All Risks 条件は、てん補範囲が非常に広いわけですが、この条件でもてん補されない損害の代表的なものに次のものがあります。

- (1) 固有の瑕疵又は性質による損害。
- (2) 遅延による損害。
- (3) 荷造り不完全による損害。
- (4) 戦争、ストライキ、暴動等による損害。

外国郵便料金表

●通常郵便物の料金（船便）

種類	重量	料金	
書状	20gまで	90円( 60円)	
	50gまで	160円( 100円)	
	100gまで	220円( 140円)	
	250gまで	430円( 260円)	
	500gまで	830円( 500円)	
	1kgまで	1,440円( 860円)	
	2kgまで	2,340円(1,400円)	
郵便はがき		60円( 40円)	
印刷物	内国第3種及び 學術刊行物に相当するもの	50gまで	50円
		100gまで	70円
		250gまで	100円
		500gまで	150円
		1kgまで	300円
		2kgまで	600円
		2kgを超える1kgまでごとに	300円増
	その他のもの	20gまで	60円
		50gまで	100円
		100gまで	140円
		250gまで	200円
		500gまで	300円
		1kgまで	600円
		2kgまで	1,200円
	2kgを超える1kgまでごとに	600円増	
小形包装物	100gまで	110円	
	250gまで	200円	
	500gまで	370円	
	1kgまで	610円	
価格表記書状	20gまで	390円	
	50gまで	460円	
	100gまで	520円	
	250gまで	730円	
	500gまで	1,130円	
	1kgまで	1,740円	
	2kgまで	2,640円	

(注) ( )内の料金は、アジア・オセアニア郵便連合の加盟国（オーストラリア、中華人民共和国、韓国、インド、インドネシア、ラオス、ニュージーランド、フィリピン及びタイ）にあてるときに限ります。

●通常郵便物の料金（航空便）

種 類		地 帯		
		第 1 地 帯	第 2 地 帯	第 3 地 帯
名 重 あ て 地 帯		アジア地域（ソ連邦のアジア地域を除く）、オーストラリア連邦、ニュー・ジランド、ミッドウェイ及びその他のオセアニアの諸島	カナダ、アメリカ合衆国（アラスカ及びハワイを含む）、中央アメリカ及び西インド諸島	ヨーロッパ、アフリカ、南アメリカ、中近東、ソ連邦のアジア地域及び北方諸島
書 状	10gまで	100円	120円	140円
	10gを超える 10gまでごとに	60円増	80円増	100円増
郵便はがき		70円	80円	90円
印 刷 物 点字郵便物	20gまで	70円	80円	90円
	20gを超える 20gまでごとに	40円増	50円増	60円増
小形包装物	80gまで	190円	230円	270円
	80gを超える 20gまでごとに	40円増	50円増	60円増
価 格 表 記 書 状	10gまで	400円	420円	440円
	10gを超える 10gまでごとに	60円増	80円増	100円増
航空書簡		世界各地あて 100円均一		

●小包郵便物の料金

種 別	取 扱 別		航 空		船 便		
	地 帯	重 量 名 あり地	500g まで	500gを こえる 500gご と	1kgまで	1kgをこ える1kg ごと	
連 合 小 包	第 1 地 帯	極 東 (1) (韓国、台湾、香港ほか)	1,500円	250円	1,350円	150円	
	第 2 地 帯	極 東 (2) (中華人民共和国及び北 朝鮮)	1,600	350	1,550	200	
	第 3 地 帯	東南アジア (タイ、マレーシア、シ ンガポールほか)	1,750	450	1,350	200	
	第 4 地 帯	西南アジア (アフガニスタン、イン ド、パキスタンほか)	2,000	600	1,450	250	
	第 5 地 帯	オセアニア (オーストラリア、ニュ ージーランドほか)	2,100	700	1,600	250	
	第 6 地 帯	中 近 東 (イラン、イスラエル、 クウェートほか)	2,000	700	1,450	250	
	第 7 地 帯	東 欧 (東ドイツ、チェコス ロヴァキア、ソ連ほか)	1,950	700	1,850	600	
	第 8 地 帯	シベリア	西 欧 (西ドイツ 英 国 フ ラ ン ス ほか)	2,200	700	2,000	650
		経 由 そ の 他				1,650	300
	第 9 地 帯	中 南 米 (メキシコ、ブラジルほか)	2,600	1,200	1,750	250	
第 10 地 帯	アフリカ (ケニア、ナイジェリアほか)	2,400	1,050	1,650	300		
特 約 小 包	フィリピン	フィリピン共和国	1,300	300	1,150	200	
	米 国	アメリカ合衆国 (ハワイ、アラスカを含む)	1,800	750	1,300	400	
	カナダ	カナダ	1,750	700	1,300	400	
南アフリカ	南アフリカ共和国	2,550	1,300	1,450	250		

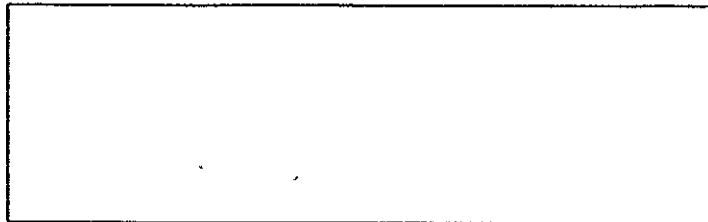
- (注) 1. 連合小包で、長さが1.05メートルをこえるもの又は長さとは長さ以外の方向に計った横周との合計が2メートルをこえるものについては、船便小包料金の半額が追加されます。(第8地帯あて航空小包の場合には、「その他」の料金の半額が追加されず)
2. 各地帯に含まれる国名及び地域名の詳細については、郵便局の窓口でおたずねください。



● 主な特殊取扱いの料金

種 類	通常郵便物	小包郵便物
書 留 料	300円	—————
別 配 達 料	250円 (ただし、点字郵便物は150円)	380円
受 取 通 知 料	200円	200円
価 格 表 記 料 (1フラン=120円)	表記金額24,000円 (200フラン)又は その端数ごとに 50円	表記金額24,000円(200フラン)まで 350円 ————— 表記金額24,000円(200フラン)を超 える24,000円又はその端数ごとに 50円増

海外移住のご相談は……



## 国際協力事業団

〒160 東京都新宿区西新宿2-1 (新宿三井ビル内)

電話 03 (346) 5375

52.2000

